第４次 松江市障がい者基本計画
第８期 松江市障がい福祉計画
第４期 松江市障がい児福祉計画

素案

（令和 8 年 10 月 16 日時点）



令和９年３月　松江市

計画策定年表

年度	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
2006（平成 18）年度	第 1 次計画	第 1 期計画	
2008（平成 20）年度			
2009（平成 21）年度		第 2 期計画	
2011（平成 23）年度			
2012（平成 24）年度		第 3 期計画	
2014（平成 26）年度			
2015（平成 27）年度		第 4 期計画	
2016（平成 28）年度	第 2 次計画		
2017（平成 29）年度			
2018（平成 30）年度		第 5 期計画	第 1 期計画
2020（令和 2）年度			
2021（令和 3）年度	第 3 次計画	第 6 期計画	第 2 期計画
2023（令和 5）年度			
2024（令和 6）年度		第 7 期計画	第 3 期計画
2026（令和 8）年度			

目次

第１編　計画策定にあたって

Ⅰ．計画の基本的な考え方……1
　１．計画策定の趣旨……1
　２．背景（国の動向等）……1
　３．計画の位置づけ・期間……2
　４．策定体制……4
　５．計画の推進・進行管理……4
Ⅱ．本市の障がいのある人を取り巻く現状　……5
Ⅲ．令和７年度松江市障がい福祉アンケート結果概要……17

第２編　松江市障がい者基本計画

Ⅰ．計画の基本理念……21
Ⅱ．計画の基本方針及び施策の体系……21
　１．障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進……22
　２．障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり……23
　３．障がいのあるこどもが健やかに育つ環境の実現……25
　４．障がいのある人の自立した地域生活の実現……26

第３編　松江市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

Ⅰ．施策の展開……27
　１．地域共生社会の実現に向けた取組み……27
　２．相談支援体制の充実・強化……28
　３．障がい福祉サービスの提供と質の確保……29
　４．障がい児支援の提供体制整備……30
　５．社会参加等の促進……31
　６．本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進……33
　７．地域生活支援の充実に向けた体制整備……34
Ⅱ．国の基本指針を踏まえた成果目標……35
Ⅲ．各種障がい福祉サービス・事業の評価・課題と今後の見込……37
　１．自立支援給付……37
　２．障がい児通所サービス……42
　３．地域生活支援事業……44
　４．発達障がい者等の支援……52
　５．地域生活への移行及び継続の支援……53
　６．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的な支援……54
　７．協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の整備・改善……55
　８．障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み……56
　９．優先調達の推進……57

第４編　資料

Ⅰ．国の基本指針の概要……58
Ⅱ．計画策定体制等に係る資料……61

第１編　計画策定にあたって

Ⅰ．計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨

本市では、平成 28 年 10 月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」（以下「松江市障がい者差別解消条例」という。）を施行し、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

この目標を達成するための現行計画である「第 3 次松江市障がい者基本計画」及び「第 7 期松江市障がい福祉計画・第 3 期松江市障がい児福祉計画」については、令和 9 年 3 月をもって計画期間を終了します。

そのため、障がい福祉を取り巻く社会環境の変化や、国・県の動向、そしてこれまでの取組み実績、今後の課題や障がいのある人のニーズを踏まえ、今後の本市における障がい者施策の方針や取組みを示す「第 4 次松江市障がい者基本計画・第 8 期松江市障がい福祉計画・第 4 期松江市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

２．背景（国の動向等）

国においては、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）を施行し、社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別的取扱の禁止や、合理的配慮[1]の提供について法定され、障がいのある人の権利保障について大きな節目を迎えました。

その後も、障がいのある人が地域で安心して暮らすこと、また自分らしく社会に参加するための環境づくりなど、支援を一層充実したものとするため、下記のとおり関連法の整備等を行っています。

- 平成 30 年 4 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正され、自立生活援助や就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築等が定められました。
- 平成 30 年 6 月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が施行され、文化芸術分野を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進に向けての基本事項が定められました。
- 令和元年 6 月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、全国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に向けて、基本事項が定められました。
- 令和 3 年 5 月、「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務化されることとなりました。なお、令和 6 年 4 月から施行されています。
- 令和 3 年 9 月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児等支援法」という。）が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、支援体制が強化されました。

[1] 障がいがある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

- 令和４年５月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進について定められました。
- 令和４年６月、「児童福祉法」が改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な機関となることが明確化されました。
- 令和４年８月、「障害者の権利に関する条約」に基づき、国連に設置されている障害者権利委員会の初回審査を受け、情報アクセシビリティ、差別解消、文化芸術活動の推進などの取組みが肯定的な評価である一方、意思決定、地域社会での自立した生活、障がい者を包容する教育（インクルーシブ教育）、精神障がい者の入院等に対する同委員会の勧告を受けました。
- 令和４年12月、「障害者総合支援法」等の改正において、「障がい者の重度化・高齢化」や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制」（以下「地域生活支援拠点等」という。）や基幹相談支援センター設置の努力義務、就労選択支援の創設、短時間労働者の雇用率算定、医療保護入院の運用の見直しなどが盛り込まれました。
- 令和５年１月、厚生労働省は障がい者雇用率の引き上げを発表し、令和６年４月、令和７年７月のそれぞれにおいて、段階的に2.7%まで引き上げられています。
- 令和７年６月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話が重要な意思疎通支援の手段であり、国や地方公共団体はその習得、使用や手話文化の保存、継承、発展等に取組むことが定められました。
- 令和８年４月、「高次脳機能障害者支援法」が施行され、事故や病気による脳損傷によって生じる記憶や注意、遂行機能、社会的行動などに障がいを抱える人に対し、都道府県単位での支援体制整備について定められました。
- 令和８年７月、「医療的ケア児等支援法」が改正され、支援対象者が成人期まで拡大するとともに、重症心身障がい者を同じ枠組みで支援することとなりました。（令和９年４月施行）

３．計画の位置づけ・期間

（1）法的根拠

本計画は、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を一体的に定めるものです。

「障がい者基本計画」については、「障害者基本法」第11条第３項に基づき、本市における障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」については、「障害者総合支援法」第88条第１項及び「児童福祉法」第33条の20第１項に基づき、市町村が、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援並びに障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施のために、国の定める基本指針に即して策定することを義務付けられている計画です。

（2）計画の期間

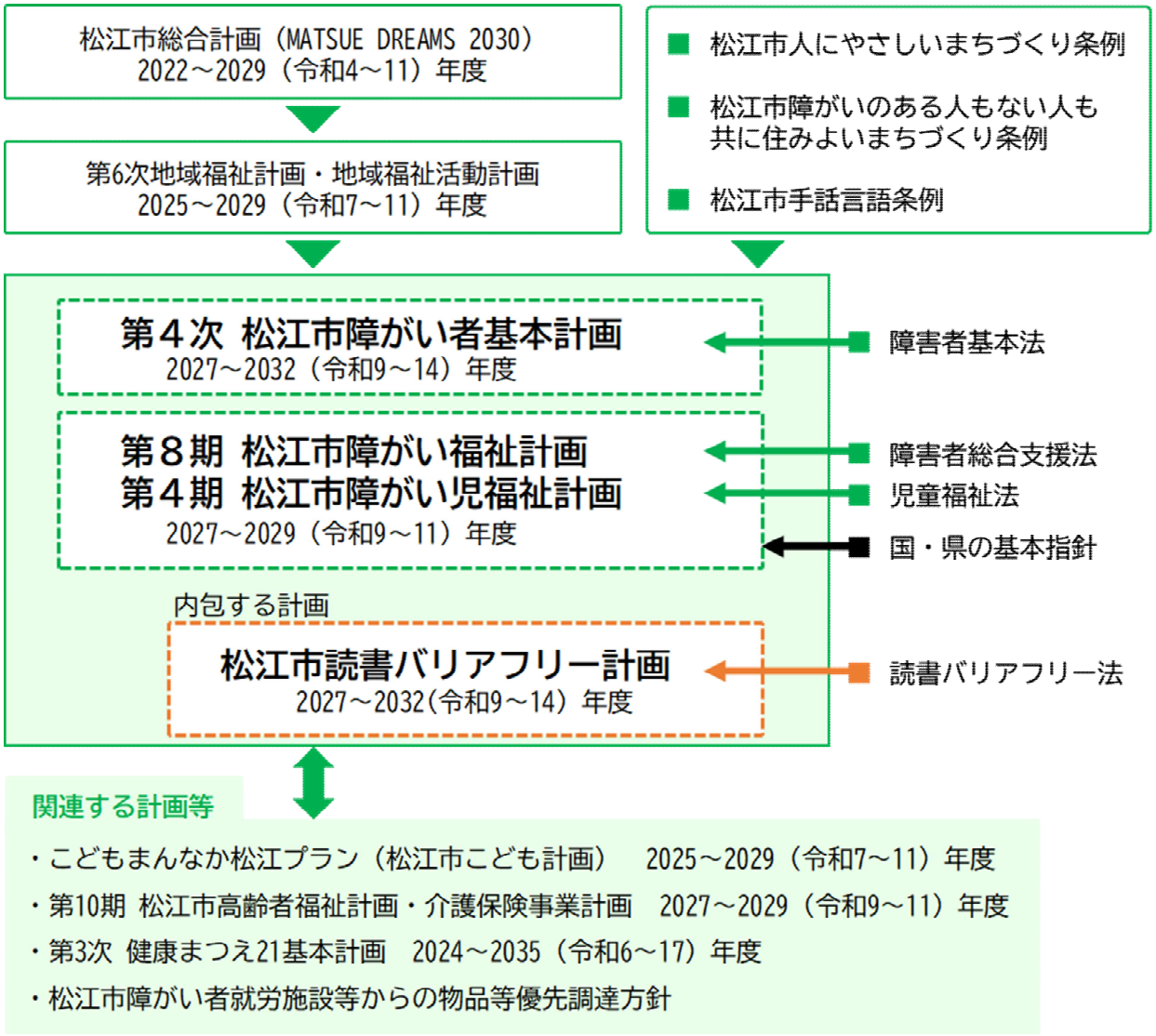
第４次松江市障がい者基本計画は、令和９年度から令和14年度までの６年間を計画期間として策定します。

また、第８期松江市障がい福祉計画及び第４期松江市障がい児福祉計画は、令和９年度から令和11年度までの３年間を計画期間として策定します。

（3）他計画との関連及び内包する計画

「松江市総合計画」及び「第 6 次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、関連する各分野の計画と整合性を保ち策定します。

また、読書バリアフリー法第 8 条に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下「読書バリアフリー計画」という。）を内包する計画として策定します。



（4）SDGs との関連

SDGs は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会における 2030 年までの開発目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 の目標で構成されています。

本市は令和 5 年に「SDGs 未来都市」に選定されました。市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、本計画に掲げる地域の特性やニーズに応じた施策を展開することで、SDGs の達成（特にゴール 3、4、8、10、11）に貢献します。

■持続可能な開発目標（SDGs）



■本計画と特に関連が深い SDGs のゴール



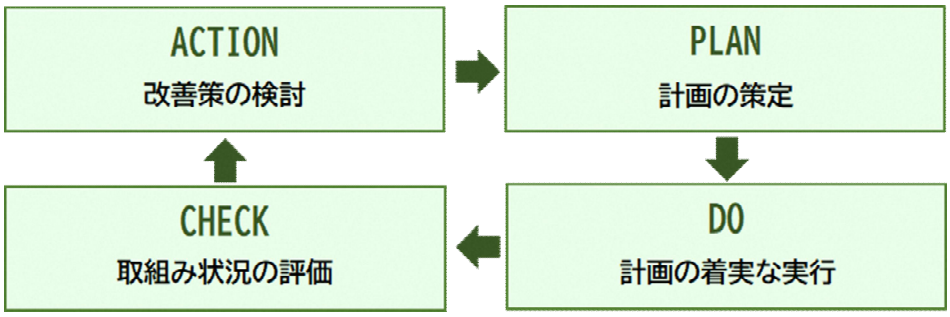
4．策定体制

本計画は、「社会福祉法」に基づき設置し、「障害者総合支援法」に基づく地域自立支援協議会の役割を担う「松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」（以下「障がい者福祉専門分科会」という）で内容の検討及び助言等をいただき、策定するものです。

策定にあたっては、障がい者福祉関係団体への意見聴取やパブリックコメントを実施し、当事者、市民、事業所等の皆様の意見を踏まえた内容とします。

5．計画の推進・進行管理

本計画の進捗状況については、PDCA 方式に基づき、障がい者福祉専門分科会において、毎年成果目標等に関する実績に基づく分析・評価（中間評価）に関しての意見を聴き、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

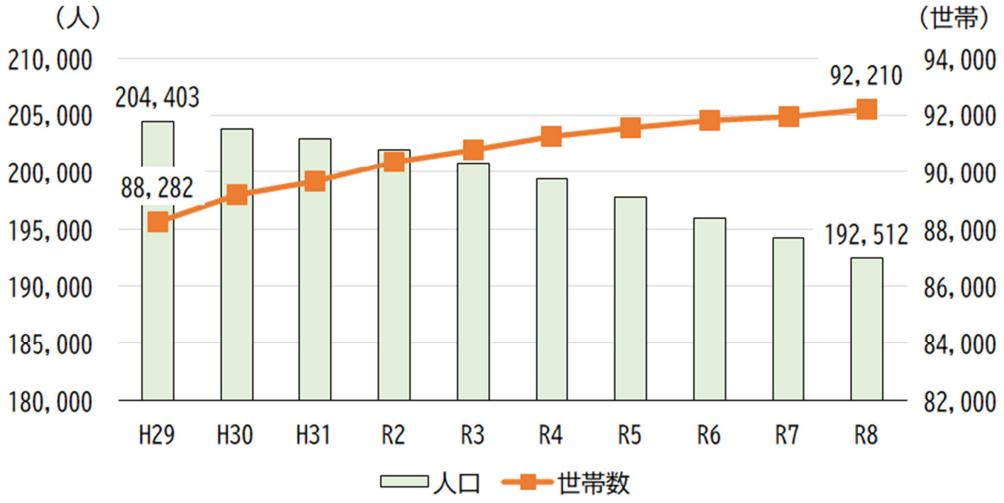


Ⅱ．本市の障がいのある人を取り巻く現状

（1）人口・世帯

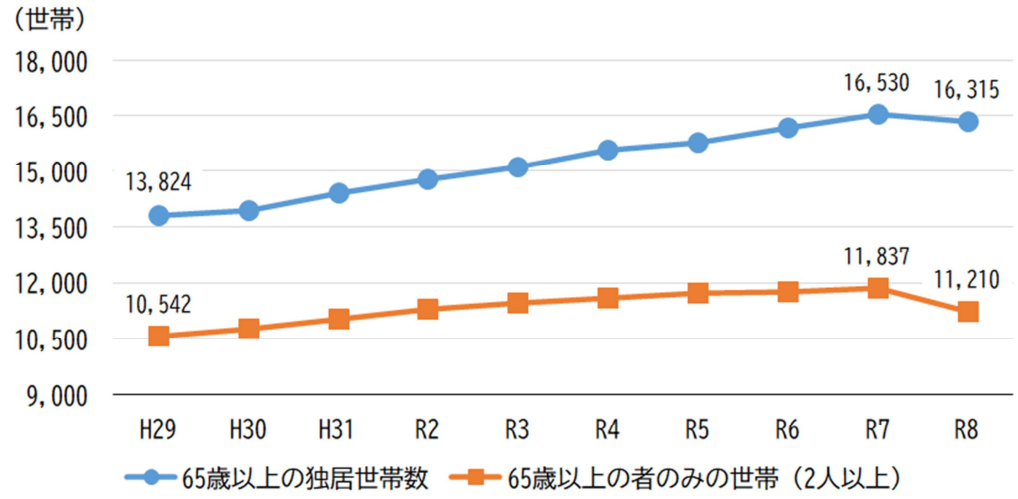
松江市の人口は引き続き減少しており、令和 8 年 1 月 1 日現在の人口は 192,512 人です。
令和 3 年以降は 1,000 人以上、令和 5 年以降は 1,500 人以上の人口減少となっています。
一方で、世帯数は継続して増加しています。未婚率増加や核家族化により、一人暮らし世帯を含む小規模世帯が増えていると考えられます。その中で、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加していますが、令和 8 年 3 月 31 日時点ではわずかに減少しました。

■人口・世帯数の推移（各年 1 月 1 日時点）



（資料：厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」）

■高齢者のみの世帯数の推移（各年 3 月 31 日時点）



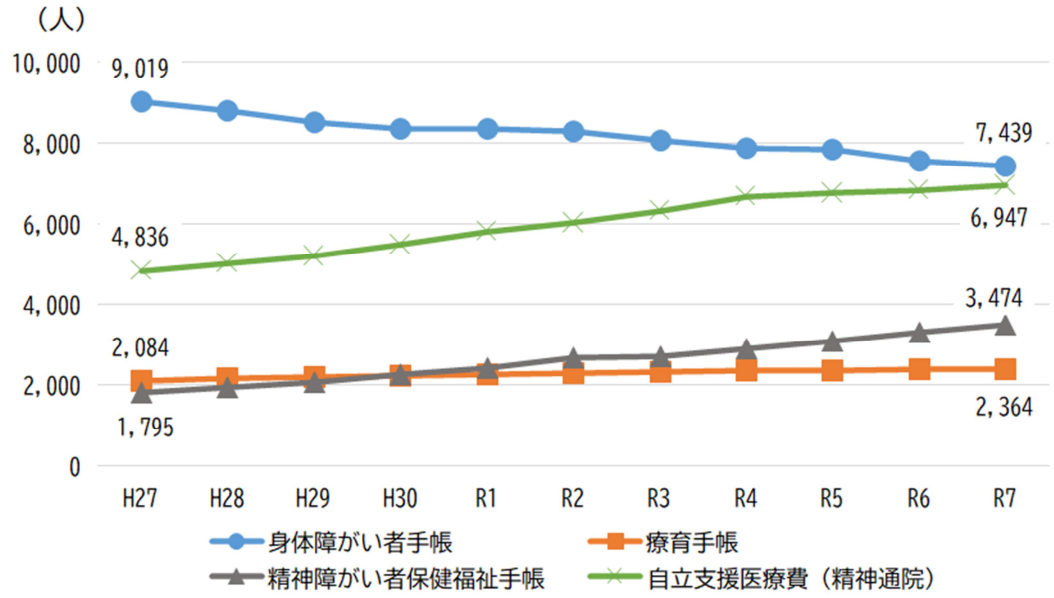
（資料：健康福祉総務課「高齢者人口等統計表」）

（2）各手帳所持者数・難病医療受給者数の推移

松江市の障がい者数は、手帳の種別でみると、身体障がい者手帳所持者が最も多く、令和 7 年度末時点で 7,439 人、続いて精神障がい者保健福祉手帳所持者は 3,474 人、療育手帳所持者は 2,364 人です。身体障がい者手帳所持者は減少しており、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加しています。

また、自立支援医療費（精神通院医療）の受給者は 6,947 人と増加しています。療育手帳所持者や精神障がい者保健福祉手帳所持者は、福祉制度が充実してきたことやそのことが一般に認知されてきたこと、健診や医学的診断が充実してきたこと等から増加していると推察されます。

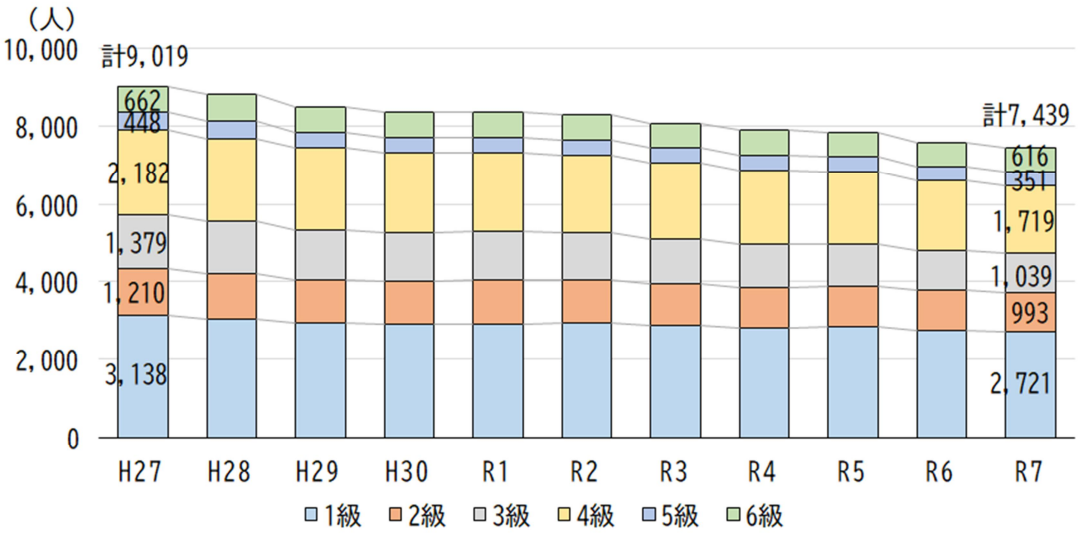
■各手帳所持者数・自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移（各年度末時点）



（資料：島根県立心と体の相談センター　業務概要）

①身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者は、この 10 年間で 17.5%の減となりました。手帳の等級別では、最重度の 1 級が最も多く、全体の約 3 分の 1 を占めています。障がいの種類別では、肢体不自由が減少しています。



■身体障がい者手帳所持者数の推移（級別・年齢区分内訳、各年度末時点、単位：人）

年度	１級				２級				３級			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	3,138	88	750	2,300	1,210	33	380	797	1,379	16	281	1,082
H28	3,047	84	743	2,220	1,162	32	369	761	1,355	20	258	1,077
H29	2,941	81	729	2,131	1,104	31	347	726	1,309	17	241	1,051
H30	2,904	84	743	2,077	1,103	32	356	715	1,276	16	244	1,016
R1	2,923	83	723	2,117	1,112	32	342	738	1,265	17	242	1,006
R2	2,952	77	717	2,158	1,100	33	332	735	1,230	17	245	968
R3	2,876	82	740	2,054	1,064	40	339	685	1,183	16	254	913
R4	2,814	71	709	2,034	1,038	36	320	682	1,135	14	234	887
R5	2,829	64	694	2,071	1,043	37	326	680	1,127	11	240	876
R6	2,758	64	690	2,004	1,011	32	316	663	1,062	10	224	828
R7	2,721	68	697	1,956	993	27	313	653	1,039	12	216	811

年度	４級				５級				６級			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	2,182	12	383	1,787	448	1	128	319	662	7	121	534
H28	2,127	10	375	1,742	433	2	122	309	673	6	113	554
H29	2,085	11	352	1,722	412	3	118	291	649	6	104	539
H30	2,038	11	356	1,671	400	3	124	273	640	5	109	526
R1	2,021	13	347	1,661	389	1	120	268	647	6	106	535
R2	1,979	12	341	1,626	380	3	112	265	662	7	110	545
R3	1,937	11	348	1,578	377	2	117	258	637	6	113	518
R4	1,889	12	318	1,559	372	2	111	259	639	5	109	525
R5	1,847	13	303	1,531	366	3	113	250	639	4	106	529
R6	1,759	15	296	1,448	358	4	107	247	622	4	101	517
R7	1,719	15	306	1,398	351	3	100	248	616	4	92	520

年度	合計			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	9,019	157	2,043	6,819
H28	8,797	154	1,980	6,663
H29	8,500	149	1,891	6,460
H30	8,361	151	1,932	6,278
R1	8,357	152	1,880	6,325
R2	8,303	149	1,857	6,297
R3	8,074	157	1,911	6,006
R4	7,887	140	1,801	5,946
R5	7,851	132	1,782	5,937
R6	7,570	129	1,734	5,707
R7	7,439	129	1,724	5,586

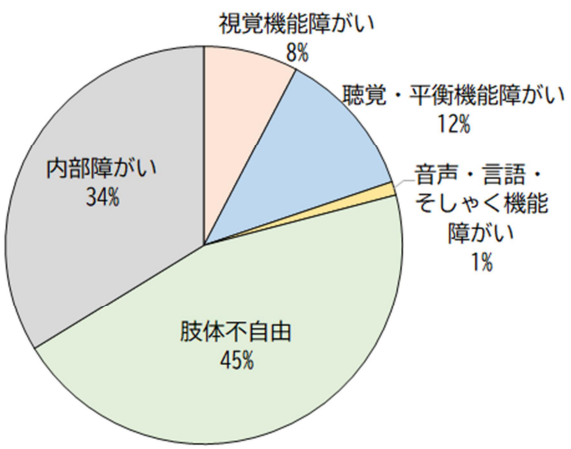
■身体障がい者手帳所持者数の推移（障がい別・年齢区分内訳、各年度末時点、単位：人）

年度	視覚機能障がい				聴覚・平衡機能障がい				音声・言語・そしゃく機能障がい			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	578	3	181	394	970	26	194	750	107	0	45	62
H28	552	3	170	379	981	28	186	767	109	0	41	68
H29	529	4	164	361	950	27	168	755	109	0	38	71
H30	549	4	171	374	946	27	174	745	103	0	37	66
R1	556	4	165	387	955	31	170	754	105	0	36	69
R2	571	3	168	400	966	34	173	759	103	0	36	67
R3	570	6	173	391	940	33	180	727	99	0	36	63
R4	565	6	166	393	938	28	170	740	96	0	35	61
R5	585	7	166	412	926	25	172	729	95	0	33	62
R6	577	7	167	403	906	22	170	714	87	0	28	59
R7	573	9	162	402	903	21	169	713	82	0	25	57

年度	肢体不自由				内部障がい				合計			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	5,009	95	1,178	3,736	2,355	33	445	1,877	9,019	157	2,043	6,819
H28	4,808	93	1,141	3,574	2,347	30	442	1,875	8,797	154	1,980	6,663
H29	4,566	89	1,079	3,398	2,346	29	442	1,875	8,500	149	1,891	6,460
H30	4,404	93	1,097	3,214	2,359	27	453	1,879	8,361	151	1,932	6,278
R1	4,323	93	1,058	3,172	2,418	24	451	1,943	8,357	152	1,880	6,325
R2	4,174	87	1,035	3,052	2,489	25	445	2,019	8,303	149	1,857	6,297
R3	3,967	92	1,051	2,824	2,498	26	471	2,001	8,074	157	1,911	6,006
R4	3,806	83	982	2,741	2,482	23	448	2,011	7,887	140	1,801	5,946
R5	3,697	82	965	2,650	2,548	18	446	2,084	7,851	132	1,782	5,937
R6	3,512	82	939	2,491	2,488	18	430	2,040	7,570	129	1,734	5,707
R7	3,373	80	916	2,377	2,508	19	452	2,037	7,439	129	1,724	5,586

（資料：島根県立心と体の相談センター　業務概要）

■身体障がい者手帳所持者数の割合



【障がいの説明】

・視覚機能障がい
視力（屈折異常によるものは矯正後視力）や視野の障がい

・聴覚・平衡機能障がい
疾患や外傷等による聴力や平衡感覚の障がい

・音声・言語・そしゃく機能障がい
話す、言葉の理解・表出、神経・筋疾患、外傷、咬合異常等によるそしゃく・嚥下機能の障がい

・肢体不自由
脳や脊髄等の神経の病気や、事故等での手足の損傷等による四肢、体幹の機能の障がい

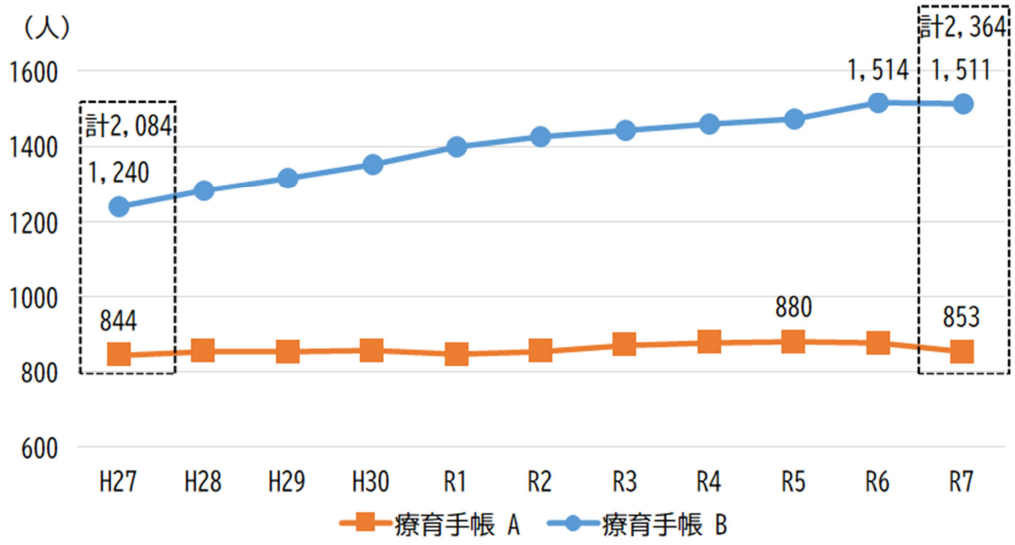
・内部障がい
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能の障がい

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、令和７年度末現在、2,364 人で、この 10 年で 13.4%の増となっています。

療育手帳 A の所持者は横ばいですが、療育手帳 B の所持者が増加しています。ただ、令和７年度には療育手帳 B の所持者もわずかに減少しました。

■療育手帳所持者数の推移（等級別、各年度末時点）



■療育手帳所持者数の推移（等級・年齢区分内訳、各年度末時点、単位：人）

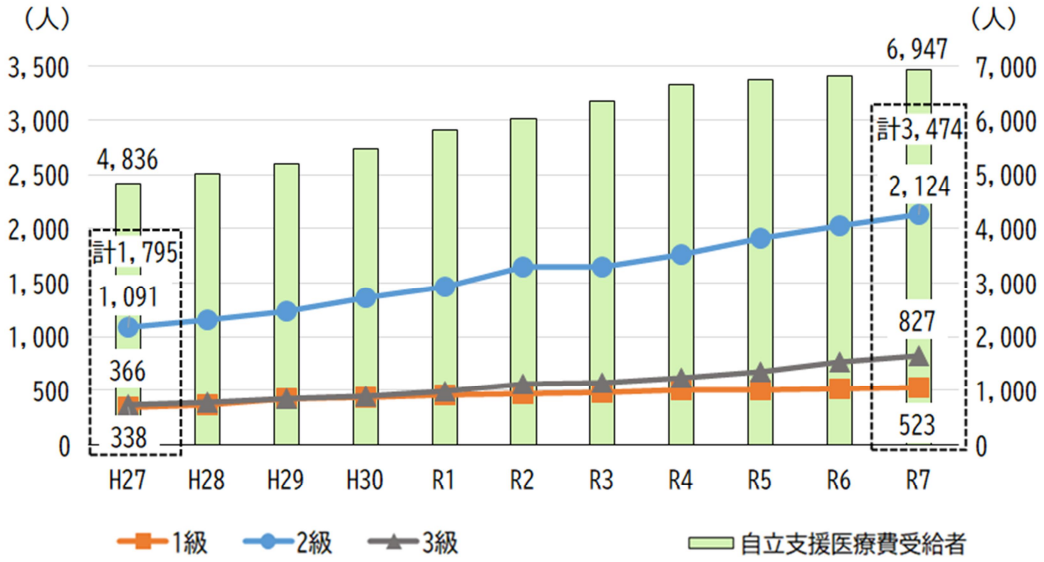
年度	療育手帳A				療育手帳B				合計			
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H27	844	148	519	177	1,240	247	878	115	2,084	395	1,397	292
H28	854	147	523	184	1,283	256	903	124	2,137	403	1,426	308
H29	853	152	514	187	1,317	244	938	135	2,170	396	1,452	322
H30	856	154	516	186	1,351	241	967	143	2,207	395	1,483	329
R1	847	147	511	189	1,400	245	1001	154	2,247	392	1,512	343
R2	854	152	521	181	1,426	238	1,036	152	2,280	390	1,557	333
R3	871	160	530	181	1,441	231	1,048	162	2,312	391	1,578	343
R4	877	151	548	178	1,457	227	1,070	160	2,334	378	1,618	338
R5	880	149	552	179	1,472	223	1,080	169	2,352	372	1,632	348
R6	876	143	554	179	1,514	233	1,100	181	2,390	376	1,654	360
R7	853	143	557	153	1,511	240	1,104	167	2,364	383	1,661	320

（資料：島根県立心と体の相談センター　業務概要）

③精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和７年度末現在、3,474 人であり、平成 27 年度からほぼ倍増しています。また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者については、令和７年度末現在 6,947 人であり、平成 27 年度に比べ 43.6%の増であり、いずれも高い増加率となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移
（各年度末時点）



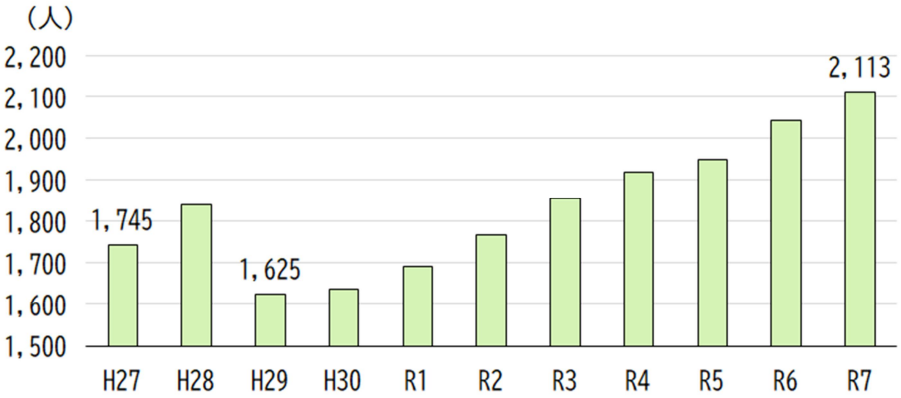
（資料：島根県立心と体の相談センター　業務概要）

④難病患者数

特定疾患治療研究事業[2]として助成対象であった 56 疾患が、平成 27 年１月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」により制度変更された結果、対象となる指定難病が徐々に拡大され、令和８年８月現在で 348 疾病であり、受給者数が増加しました。

一方、指定難病の患者であっても、症状が軽く治療にかかる医療費が一定の基準に満たない人が対象外となったことに伴い、平成 29 年度末にはいったん減少しましたが、その後再び増加しています。

■特定疾患（指定難病）受給者数の推移



（資料：松江保健所　医事・難病支援課調べ）

[2]「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたす恐れのある疾患を対象として、医療費を助成する制度です。平成 27 年１月１日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制度になりました。

（3）特別支援学校等の状況

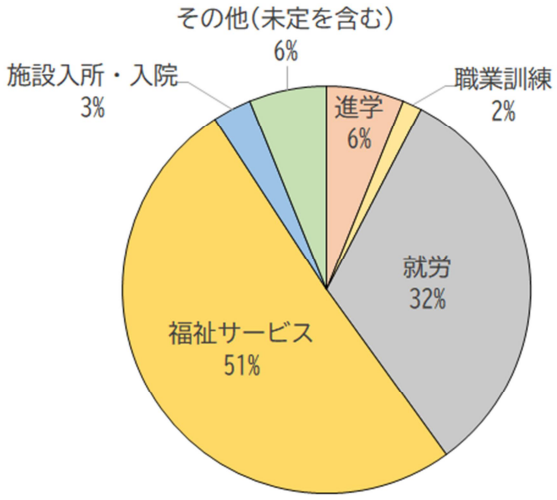
市内に所在する特別支援学校高等部・専攻科の令和 7 年度の卒業生は 65 名でした。その進路状況については、約半数が福祉サービスを利用し、次いで約 3 割が一般就労という状況です。この進路状況は、県全体の状況とほぼ同様の傾向が見られます。

市内小中学校の特別支援学級の在籍者は増加しており、小学校卒業時は中学校の特別支援学級に進む児童生徒が多く、中学校卒業時は特別支援学校と高等学校への進学がほぼ同率となっています。

■特別支援学校卒業生進路状況(高等部・専攻科卒業生)の推移（単位：人）

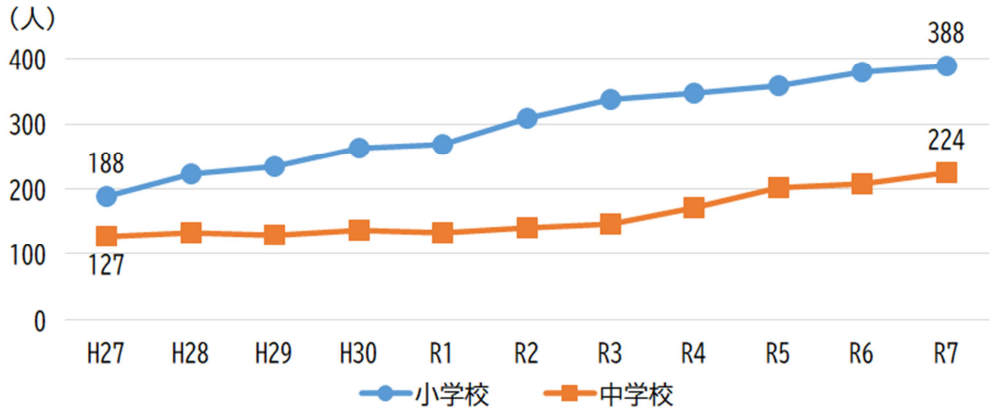
区分		松江市内										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
進路先	卒業生数	73	74	72	76	98	82	71	86	68	82	65
	進学	1	3	4	4	6	2	2	4	4	2	4
	職業訓練	1	2	2	3	0	2	2	0	1	1	1
	就労	23	19	24	21	36	23	13	27	23	33	21
	福祉サービス	44	46	36	41	48	44	49	49	34	42	33
	施設入所・入院	1	3	1	3	3	1	3	2	1	1	2
	その他(未定を含む)	3	1	5	4	5	10	2	4	5	3	4
区分		島根県内										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
進路先	卒業生数	160	178	186	180	211	181	179	192	149	177	168
	進学	2	3	4	6	6	2	5	4	7	2	7
	職業訓練	5	7	3	9	5	5	2	4	7	2	4
	就労	49	48	62	62	76	65	59	71	53	70	56
	福祉サービス	97	115	106	92	113	89	103	105	74	95	89
	施設入所・入院	1	3	4	7	5	1	4	2	1	2	2
	その他(未定を含む)	6	2	7	4	6	19	6	6	7	6	10

■令和 7 年度特別支援学校進路（高等部・専攻科／松江市内）の割合



（資料：島根県教育委員会　特別支援教育課調べ）

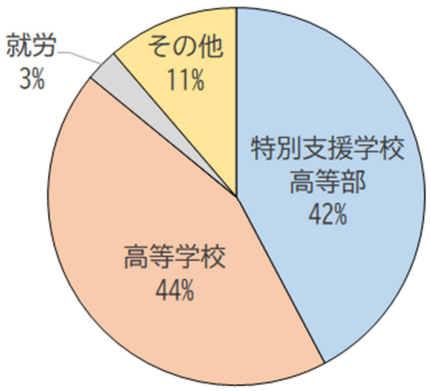
■小学校・中学校の特別支援学級在籍者数の推移



■小学校・中学校の特別支援学級卒業生進路状況の推移（単位：人）

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
進路先	小学校卒業生数	39	53	54	49	50	52	63	71	79	82	67
	特別支援学校	2	7	5	7	7	5	8	8	11	8	12
	中学校(特別支援学級)	37	44	46	38	42	45	53	57	63	72	52
	その他	0	2	3	4	1	2	2	6	5	2	3
進路先	中学校卒業生数	46	56	42	48	45	55	45	52	63	68	71
	特別支援学校高等部	32	42	29	29	31	29	28	27	40	41	30
	高等学校	10	9	12	14	12	23	15	17	17	26	31
	職業訓練	－	－	0	3	0	0	0	1	1	0	0
	就労	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	その他	3	3	1	2	1	3	2	7	5	1	8

■令和７年度中学校の特別支援学級卒業生進路状況の割合



（資料：松江市発達・教育相談支援センター）

（4）相談支援事業の状況

①相談支援件数（一般的な相談）

令和４年４月に基幹相談支援センター（松江市障がい者基幹相談支援センター絆）を設置し、市内の委託相談支援事業所において、障がいのある人やその家族等からの各種相談に対応しています。

令和７年度は相談件数が減少しましたが、概ね 17,000 件前後で推移しています。

■相談支援件数（障がい種類別、基幹相談支援センター＋委託相談支援事業所、単位：件）

年度	身体障がい			知的障がい			精神障がい			発達障がい		
		者	児		者	児		者	児		者	児
R4	2,514	2,366	148	3,276	2,795	481	8,309	8,258	51	2,585	1,113	1,472
R5	2,876	2,688	188	3,343	2,711	632	8,957	8,874	83	2,423	1,042	1,381
R6	2,549	2,446	103	3,321	2,848	473	8,139	8,085	54	2,350	982	1,368
R7	2,014	1,883	131	2,973	2,412	561	7,399	7,360	39	2,734	1,155	1,579

年度	重症心身障がい			高次脳機能障がい			その他			合計		
		者	児		者	児		者	児		者	児
R4	207	48	159	187	185	2	397	244	153	17,475	15,009	2,466
R5	188	40	148	231	225	6	466	355	111	18,484	15,935	2,549
R6	227	95	132	162	162	0	381	255	126	17,129	14,873	2,256
R7	216	64	152	184	182	2	388	248	140	15,908	13,304	2,604

■相談支援件数（相談内容別、基幹相談支援センター＋委託相談支援事業所、単位：件）
※複数回答あり

年度	福祉サービスの利用等	障がいや病状の理解	健康・医療	精神的不安	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済
R4	4,750	1,926	4,430	3,634	955	2,504	1,627
R5	5,429	3,099	4,903	3,292	924	2,537	1,738
R6	5,456	3,051	4,250	2,069	742	1,787	1,652
R7	6,580	4,689	4,673	2,116	847	1,904	1,475

年度	日常生活	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	住宅問題	その他
R4	3,879	2,156	701	478	550	1,309
R5	4,555	2,247	745	547	807	2,900
R6	3,820	2,307	783	260	904	3,786
R7	3,875	1,929	807	215	777	3,433

（資料：障がい者福祉課）

②精神保健福祉相談の状況

市役所窓口や保健師の訪問先で、心の健康や精神障がいのある人の生活・福祉サービスなど、精神保健福祉についての相談に対応し、医療や相談支援事業所等との連携により、地域で安心して生活できるよう支援しています。

相談者の実人数や相談件数は年度によりばらつきがありますが、令和７年度は、来所による相談の実人数は 339 人、延べ人数は 675 人で、訪問の実人数は 155 人、延べ人数は 488 人でした。

また、電話による相談の延べ人数は 2,682 人、電子メールによる相談の延べ人数は 72 人でした。

■松江市の精神保健福祉相談件数（単位：人）

年度	来所相談		訪問		電話相談	電子メール相談
	実人数	延人数	実人数	延人数	延人数	延人数
H30	545	993	365	1,105	5,516	84
R1	531	1,039	309	925	4,866	53
R2	360	827	341	887	4,112	31
R3	279	701	211	599	3,681	24
R4	230	602	125	366	2,847	135
R5	336	507	125	389	2,439	32
R6	311	524	169	472	2,588	51
R7	339	675	155	488	2,682	72

【参考】上記のうち、松江市・島根県共同設置松江保健所分（単位：人）

年度	来所相談		訪問		電話相談	電子メール相談
	実人数	延人数	実人数	延人数	延人数	延人数
H30	116	240	51	194	2,826	10
R1	108	204	44	160	2,328	0
R2	72	119	40	121	1,515	3
R3	64	90	39	69	905	3
R4	44	61	16	28	465	3
R5	69	95	38	71	562	4
R6	57	94	34	70	791	9
R7	41	64	34	117	565	7

（資料：松江市保健衛生統計書）

※松江市・島根県共同設置松江保健所を設置した平成 30 年度以降のデータを掲載

③松江市発達・教育相談支援センター（エスコ）[3]相談件数の推移

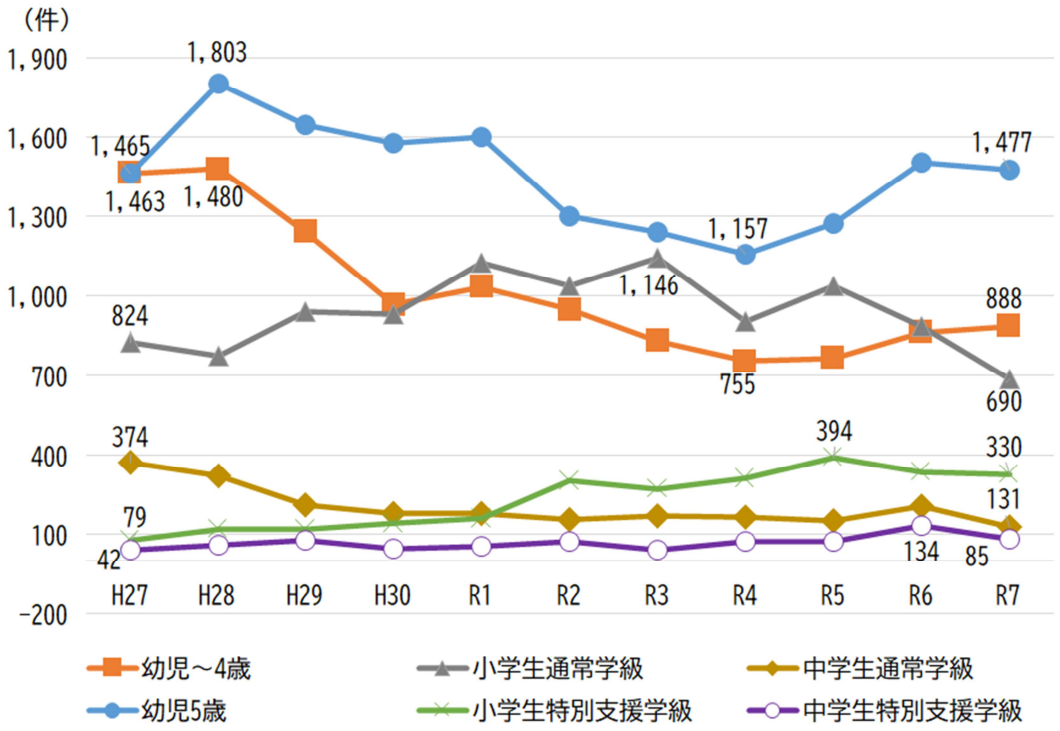
平成 23 年度に松江市発達・教育相談支援センター（以下「エスコ」という。）を設置して以降、就学前から青年期までの幅広い年代から相談を受けています。

特に幼児の相談が最も多く、令和 7 年度は 2,365 件で全体の 66%を占めています。また、小学生の特別支援学級児童の相談が増加しており、令和 7 年度の 330 件は、平成 27 年度に比べ約 4.2 倍となっています。

■エスコ相談件数の推移（単位：件）

年度	幼児		小学生		中学生		高校生	成人	合計
	～4歳	5歳	通常学級	特別支援学級	通常学級	特別支援学級			
H27	1,463	1,465	824	79	374	42	22	12	4,281
H28	1,480	1,803	776	121	322	61	19	19	4,601
H29	1,242	1,649	941	120	213	77	12	14	4,268
H30	969	1,576	933	143	182	45	3	4	3,855
R1	1,036	1,602	1,127	160	182	58	8	3	4,176
R2	950	1,300	1,038	303	155	72	3	1	3,822
R3	832	1,241	1,146	273	171	43	2	3	3,711
R4	755	1,157	904	313	168	72	5	1	3,375
R5	768	1,274	1,037	394	152	74	6	2	3,707
R6	865	1,503	886	339	206	134	2	1	3,936
R7	888	1,477	690	330	131	85	0	2	3,603

（資料：松江市発達・教育相談支援センター）



[3] 乳幼児期から小・中学校の学齢期において、早期の気づきから、保護者や本人に相談を行い、生活や活動、学校での学習などの場面で、こどもがもっている力が発揮できるよう保育所・幼稚園・学校と連携しながら切れ目のない支援に取組んでいます。また、高等学校や青年期以降の相談にも対応し、関係機関と連携して支援をつなぐ拠点として機能しています。

（5）障がいのある人の虐待の状況

障がい者虐待防止センター[4]では、平成 24 年 10 月から施行された、「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人の人権を守るために、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた人の権利擁護と養護者への支援を行っています。

虐待を受けた人の障がい種別では、知的障がいが比較的多い傾向があります。また、養護者による虐待の類型では身体的虐待や、心理的虐待、経済的虐待が多く、障がい福祉施設従事者等による虐待の類型では、心理的虐待が多い状況です。

■養護者による虐待相談の状況（単位：件）

年度	通報相談件数（人数）	虐待判断件数（人数）	被虐待者の内訳（人数・重複あり）								
			障がい種別				虐待種別・類型				
			身体	知的	精神	発達	身体	性的	心理	ネグレクト	経済
H28	22	11	1	8	5	1	5	2	10	1	8
H29	12	3	0	2	1	0	0	0	2	0	2
H30	6	3	0	2	3	0	3	0	3	0	2
R1	4	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1
R2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	10	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
R4	10	3	1	2	1	0	3	0	0	1	0
R5	12	3	0	0	3	0	2	0	1	1	1
R6	10	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0
R7	16	3	2	2	0	0	0	0	2	1	1

■障がい福祉施設従事者等による虐待相談の状況（単位：件）

年度	通報相談件数（施設数）	虐待判断件数（施設数）	被虐待者の内訳（人数・重複あり）								
			障がい種別				虐待種別・類型				
			身体	知的	精神	発達	身体	性的	心理	ネグレクト	経済
H28	5	4	2	7	1	0	2	3	4	0	0
H29	5	2	2	2	1	0	3	0	2	0	0
H30	7	2	2	3	0	0	2	1	2	0	0
R1	8	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
R2	12	3	1	2	0	1	0	1	2	0	0
R3	4	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0
R4	2	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0
R5	6	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
R6	6	3	2	5	2	0	3	0	7	1	0
R7	13	4	1	5	5	0	1	0	6	4	0

（資料：家庭相談課）

[4] 障がい者の虐待に関する通報・相談窓口です。通報を受けると、各関係機関と連携をとりながら適切な支援を行います。支援は継続的に行われ、養護者への支援も行います。

Ⅲ．令和７年度松江市障がい福祉アンケート結果概要

１．調査の目的

障がい者手帳をお持ちの人、障がい福祉サービス、障がい児通所支援サービスの利用者の中から抽出した人を対象に、暮らしの状況、困りごとなどを伺い、障がいのある人の暮らしのための施策の検討、障がい者福祉に関する計画の見直しの基礎資料とするための調査を実施しました。

２．調査の概要

回答期間：令和８年１月 12 日から令和８年２月 11 日
調査対象者及び実施方法：

①　1,800 人を無作為抽出してアンケート用紙を郵送し、返信用封筒又はオンラインで回答
（内訳）障がい福祉サービス受給者証を持っている人　700 人
障がい児通所サービス受給者証を持っている人　300 人
上記を除く障がい者手帳所持者　800 人
②　障がい者福祉課窓口に設置したアンケート用紙で回答
③　松江市ホームページからオンライン回答

回答者数：974 人／1,800 人（回収率 54.1%）　※母数は無作為抽出した 1,800 人として算出

３．調査結果（抜粋）

（1）日常生活で困っていること・不安なこと

・　日常生活の中で特に困っていること、不安なことについては、「自身の健康、障がい」との回答が最も多く、全体の 40.9%でした。特に身体障がいのある人の 50.1%が回答しました。
・　「自分の収入や家計」との回答も 33.0%と多く、特に精神障がいのある人の 50.8%が回答しました。

（特にあてはまるものを３つ選択）

区分	全体（n=974）	身体障がい（n=483）	知的障がい（n=311）	精神障がい（n=323）
自身の健康、障がい	40.9%	50.1%	30.5%	48.0%
自分の収入や家計	33.0%	33.3%	21.2%	50.8%
災害が起きた時	19.4%	22.2%	21.2%	18.0%
特に困っていない	17.0%	16.1%	23.2%	8.4%
同居する家族の健康	14.7%	18.2%	12.9%	15.8%
お金の管理	10.7%	6.2%	17.4%	17.0%
就職や仕事	10.6%	7.0%	10.6%	17.6%
移動方法がない、または少ない	9.0%	9.9%	7.4%	11.1%
申請や契約などの手続	8.5%	7.2%	10.0%	9.6%
家族との関係	7.1%	5.2%	6.8%	13.0%
学校生活や進学	6.9%	2.3%	8.0%	5.0%
介護・福祉サービス	5.6%	6.4%	7.4%	3.1%
職場の人間関係	4.8%	2.5%	6.1%	8.4%
恋愛や結婚	4.4%	2.1%	5.5%	6.8%
悩みを相談できるところがない	3.8%	4.8%	4.2%	2.8%
障がいへの差別や虐待	3.1%	2.3%	3.2%	3.1%
近所や地域との付き合い	2.2%	2.5%	1.3%	4.0%
子育て	0.8%	0.8%	0.3%	0.9%
その他	3.5%	3.3%	5.8%	2.8%

（2）将来暮らしたい場所

・　施設入所している人の回答では、将来は「家で家族と暮らしたい」が 20.0%、「家でひとり暮らしがしたい」が 4.3%でした。
・　入院している人の回答では、将来は「家で家族と暮らしたい」が 20.8%、「家でひとりで暮らしたい」、「グループホームで暮らしたい」が、それぞれ 4.2%でした。
・　現在、グループホームで暮らしている人は 45 人であるのに対して、将来は「グループホームで暮らしたい」と回答した人が全体の 6.5%（65 人）と、約 1.4 倍の入居希望がありました。

		将来暮らしたい場所（ひとつだけ選択）						
		家		入所施設	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	病院	その他	無回答
		家族等同居	一人暮らし					
現在の住まい	家 家族等同居（n=664）	68.4%	11.1%	4.2%	3.9%	0.2%	5.7%	6.5%
	家 一人暮らし（n=153）	15.0%	56.2%	8.5%	4.6%	0.7%	7.2%	7.8%
	入所施設（n=70）	20.0%	4.3%	50.0%	2.9%	1.4%	5.7%	15.7%
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ（n=45）	11.1%	17.8%	2.2%	55.6%	0.0%	8.9%	4.4%
	病院（n=24）	20.8%	4.2%	8.3%	4.2%	37.5%	0.0%	25.0%
	その他（n=10）	10.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%
	無回答（n=8）	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	37.5%
全体（n=974）		51.6%	18.2%	8.4%	6.5%	1.2%	6.2%	7.9%

（3）障がい児に関すること（就学前の障がい児のみ）

・　就学前の障がい児の家族などからの回答で「これから先のことに不安を感じる」が 71.3%と最も多く、次いで「障がいのないこどもとの関わりが心配」が 46.0%でした。

（あてはまるものをすべて選択）

区分	全体（n=87）	身体障がい（n=15）	知的障がい（n=42）	精神障がい（n=17）
これから先のことに不安を感じる	71.3%	73.3%	61.9%	88.2%
障がいのないこどもとの関わりが心配	46.0%	46.7%	38.1%	47.1%
全体的に家族への支援がない（少ない）	20.7%	13.3%	16.7%	23.5%
家での育て方、接し方がわからない	19.5%	13.3%	23.8%	11.8%
特に困っていない	17.2%	20.0%	21.4%	5.9%
こども本人が孤立しているように感じる	16.1%	13.3%	9.5%	11.8%
家族が孤立しているように感じる	9.2%	0.0%	7.1%	17.6%
通園・通所のための交通手段が不便	6.9%	20.0%	9.5%	0.0%
ショートステイがなかなか使えない	4.6%	13.3%	7.1%	5.9%
幼稚園・保育所で適切な配慮がない	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
幼稚園・保育所に通えていない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	10.3%	6.7%	16.7%	5.9%

（4）就労に関すること（18 歳以上のみ）

・　将来の就労先として、「一般企業で働きたい」との回答が全体で 27.8%と最も多くなりました。現在の就労等の状況別にみると、就労継続支援・就労移行支援を利用している人の 28.1%、仕事をしていない人の 10.2%が回答しました。
・　働く、または働き続けるために必要なこととして、「上司や同僚が障がいに理解を持っている」が 42.2%で最も多く、特に精神障がいのある人の 56.1%が回答しました。

■将来の就労等の希望

		将来の就労等の希望（あてはまるものをすべて選択）				
		一般企業等	自営業	就労継続支援	働く意欲がない	わからない
現在の就労等の状況（あてはまるものをすべて選択）	一般企業等（n=185）	68.6%	6.5%	4.3%	6.5%	10.8%
	自営業（n=29）	10.3%	72.4%	6.9%	10.3%	6.9%
	就労継続支援等（n=178）	28.1%	2.2%	68.0%	4.5%	11.2%
	大学、専門学校（n=2）	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	就業訓練校（n=1）	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	高等学校（n=3）	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%
	就労していない（n=334）	10.2%	2.4%	7.5%	26.0%	34.1%
	その他（n=57）	17.5%	3.5%	17.5%	10.5%	33.3%
	無回答（n=36）	5.6%	0.0%	0.0%	5.6%	13.9%
全体（n=801）		27.8%	5.1%	20.0%	14.2%	22.0%

■働く、働き続けるために必要なこと　（あてはまるものをすべて選択）

区分	全体（n=801）	身体障がい（n=455）	知的障がい（n=228）	精神障がい（n=294）
上司や同僚が障がいに理解をもっている	42.2%	35.2%	36.0%	56.1%
満足に収入が得られる	31.7%	24.6%	25.0%	43.9%
通いやすい交通手段がある	30.5%	25.1%	29.4%	38.8%
いろいろな働き方ができる	26.8%	24.6%	13.2%	35.4%
プライベートが充実する	21.8%	17.1%	18.9%	30.3%
あらかじめ自分の適性や能力を知る	21.5%	16.3%	15.8%	32.0%
職場以外に相談ができる場所がある	16.0%	13.0%	9.6%	23.1%
同じ障がいの仲間と関わる	14.4%	11.2%	20.2%	17.3%
わからない	14.4%	13.6%	24.6%	12.6%
職場がバリアフリーである	9.0%	13.4%	4.8%	4.1%
職業訓練や就労訓練を受ける	6.5%	5.1%	2.6%	10.9%
その他	6.4%	7.5%	5.7%	6.5%

（5）障がい理解に関すること

・　おおむね 3 年以内に差別的な対応を経験した人は 18.3%（178 人／974 人）であり、差別的な対応にあった場所は、「仕事場」が 33.1%で最も多く、次いで「保育園・学校」が 18.5%でした。
・　松江市の障がい理解についての意見は、「進んでいる」、「十分ではないが進んでいる」が合わせて 27.1%、「あまり進んでいない」、「全く進んでいない」が合わせて 19.0%でした。

■差別的な対応を受けた場所（差別的な対応を経験した人のみ）　（あてはまるものをすべて選択）

区分	全体 (n=178)	身体障がい (n=82)	知的障がい (n=45)	精神障がい (n=71)
仕事場	33.1%	35.4%	28.9%	45.1%
保育園・学校	18.5%	6.1%	22.2%	15.5%
お店・スーパー	15.7%	19.5%	20.0%	8.5%
バスや電車の中	14.6%	22.0%	17.8%	16.9%
近所やまわりの地域	14.6%	14.6%	17.8%	18.3%
公的な機関	12.9%	11.0%	6.7%	14.1%
病院などの医療機関	12.9%	14.6%	13.3%	12.7%
歩道	6.2%	11.0%	2.2%	4.2%
その他の外出先	18.0%	22.0%	17.8%	12.7%

■松江市の障がい理解に対する意見　（ひとつだけ選択）

区分	全体 (n=974)	身体障がい (n=483)	知的障がい (n=311)	精神障がい (n=323)
理解は十分進んでいる	5.0%	4.6%	5.5%	8.0%
十分ではないが進んでいる	22.1%	26.5%	21.9%	18.6%
どちらともいえない	24.7%	23.8%	23.2%	24.5%
あまり進んでいない	14.7%	13.3%	13.2%	18.0%
全く進んでいない	4.3%	3.7%	5.1%	5.0%
わからない	24.2%	23.4%	26.4%	21.7%
無回答	4.9%	4.8%	4.8%	4.3%

（6）交流に関すること

・　同じ障がいや悩みを持つ人同士の交流については、「交流したい」、「興味がある」との回答が合わせて 35.4%でした。障がいの種類別では、知的障がいのある人が 41.1%と最も多く回答しました。

（ひとつだけ選択）

区分	全体 (n=974)	身体障がい (n=483)	知的障がい (n=311)	精神障がい (n=323)
交流したい	10.9%	9.9%	15.1%	10.2%
興味がある	24.5%	21.5%	26.0%	24.1%
どちらでもない	23.0%	25.3%	20.3%	21.4%
交流したいと思わない	17.2%	18.8%	12.2%	21.4%
わからない	18.1%	16.8%	19.0%	18.6%
無回答	6.3%	7.7%	7.4%	4.3%

第２編　松江市障がい者基本計画

Ⅰ．計画の基本理念

地域住民と共生する社会の実現

障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会の中でお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現

障がいの有無に関係なく、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって共に活動し、普通に生活するために共に生きる社会が本来の姿であるという「ノーマライゼーション」の推進という理念のもとに、障がいのある人自らが選択した地域において、必要な支援を受けながら、身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現を目指します。

Ⅱ．計画の基本方針及び施策の体系

1 障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進	（1）人権尊重の推進 （2）地域共生社会の推進
2 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり	（1）障がいのある人にやさしいまちづくり （2）相談支援体制の充実 （3）緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備 （4）障がい福祉サービスの充実
3 障がいのあるこどもが健やかに育つ環境の実現	（1）保育・教育・療育の充実 （2）日常生活の支援 （3）早期の就労支援 （4）保護者の支援
4 障がいのある人の自立した地域生活の実現	（1）社会参加の支援 （2）多様な就労の支援 （3）住まいの確保の支援 （4）入院・入所中、触法の人の地域移行・定着の支援



１．障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進

障がいのある人は、その障がいの種別や程度に関わらず、その人間としての尊厳が尊重されるべき生まれながらの権利を有しています。

障がいのある人一人ひとりの人権を尊重することを、あらゆる施策の基本とし、障がいに関する理解不足から生ずる誤解や偏見等を解消するための相互理解を促進するとともに、障がいのある人の不利益・困難の原因は障がいのない人を前提に作られた社会の構造や環境、仕組みに原因があるという障がいの社会モデルの考え方の浸透を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。

（1）人権尊重の推進

①差別解消・虐待防止

松江市障がい者差別解消条例に基づき、社会的障壁の除去や障がいに対する市民相互の理解を深めて、差別解消の取組みを進めるとともに、差別事案については、市への相談、松江市障がい者差別解消推進委員会の斡旋・申立てを通じて、解決を図ります。

また、各種研修等の取組みにより、虐待の防止を図ります。

②権利擁護の推進

障がいのため判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう「成年後見制度」の利用を促進するとともに、市民を対象とした市民後見人の養成・確保と活動しやすい体制整備を進めます。

併せて、障がいのある人が自主選択・自己決定をなしうるように、成年後見人をはじめとした支援関係者が、意思決定支援を行っていくことも重要です。

（2）地域共生社会の推進

①啓発・広報の推進

障がいに対する差別や偏見等の社会的障壁を取り除くため、市報や出前講座など様々な方法により広く周知啓発を図ります。

②地域交流と社会参加の推進

地域の自治会行事、スポーツ・レクリエーション行事、公民館を拠点とした地域福祉活動、その他の生涯学習、防災訓練などにおいて、障がいのある人の参加と交流を進めます。

障がい者の自立と円滑な社会参加の手助けとしてのボランティア活動が広く定着するように、地域活動組織や企業等に対し活動への参加を呼びかけます。

③合理的配慮の推進

合理的配慮について周知啓発に取組み、事業者や個人による合理的配慮の推進を図るとともに、合理的配慮に関する相談体制の整備を進めます。

２．障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり



いつでも相談できる体制づくりやニーズに適したサービス提供ができる体制づくりに取組みます。さらには「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、社会的障壁の除去をソフト・ハード両面で図ります。

また、身近な地域における社会資源の活用や関係機関との連携、地域住民の参画により、地域の連帯感や防災意識の醸成を図ることで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

（1）障がいのある人にやさしいまちづくり

バリアフリー新法及び松江市ひとにやさしいまちづくり条例などに基づき、引き続き、道路、公園や公共施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化を進め、社会参加の促進と安全の確保を図ります。

（2）相談支援体制の充実

①ライフステージに応じた相談支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から成人期、高齢期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

基幹相談支援センターを中核として、地域の相談支援に係る人材育成、関係機関との連携強化等に取組み、一層の相談支援体制の充実を図ります。

また、医療機関との連携や保健師等の家庭訪問などによる、早期の支援に繋げるとともに、必要に応じて継続的なアウトリーチを行います。

ア．障がいのあるこどもの相談支援の充実

こどもに関する相談機関となるエスコ、こども家庭センター、地区担当保健師や、こどもの日常を支える保育所・幼稚園・認定こども園、学校、療育機関、地域などと連携した支援体制の充実を図ります。

イ．障がいのある人の相談支援の充実

「公共職業安定所（ハローワーク）」、「松江市障がい者就業・生活支援センターぷらす」、「松江市くらし相談支援センター」などの関係機関との連携を強化し、就労やくらしなど、様々な相談に対応できる体制をつくります。

また、本人の意思に沿った支援を行うため、障がいの特性・能力にあった情報の提供や説明の配慮を行います。

ウ．障がいのある高齢者の相談支援の充実

障がいのある人の高齢化に対応し、医療や介護の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取組みます。

②医療や教育との連携

相談支援専門員と医療機関が円滑に情報の共有化を図ることができるよう、福祉と医療機関の連携をさらに強化します。

教育との連携については、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた 3 者の情報共有が必要であり、障がいのあるこどもやその保護者が必要な支援を受けられる支援体制を整備していきます。

③人材の育成・確保

多様化する相談ニーズに的確に対応できるよう、相談支援専門員の人材確保とスキルアップを図ります。

④困難事例のサポート

課題が複雑で解決することが困難な事例については、基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を取得する事業所の専門性の高いスキルを持つ相談支援専門員のサポートにより、解決を図ります。

また、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）を活用した多機関の連携による支援で解決を図ります。

（3）緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備

緊急時・災害時の福祉避難所の確保を図るとともに、地域の支え合いを推進するため、要配慮者支援組織の結成や、避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した障がいのある人への地域の方々による平時からの支援体制の構築を促進します。

また、避難情報などについては、合理的配慮に基づく情報提供に努めるものとし、障がいのある人も参加する形での防災訓練の実施、防災メールへの登録勧奨等により、平時から災害に備えるとともに、障がいのある人が避難所を利用する場合や災害時の在宅支援において、適切な配慮を行うことができる体制づくりを推進します。

さらに、災害や新型ウイルスの感染症拡大への備えとして、事前に福祉サービス利用者それぞれの個別支援・対応をまとめたシートの作成を推進します。

（4）障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付など）のサービス量を確保するとともに、サービス提供の質の確保と、サービスを支える人材を育成します。

３．障がいのあるこどもが健やかに育つ環境の実現



障がいの有無に関係なく、すべてのこどもたちが権利を保障されながら健やかに成長し、こどもや保護者が「ここで生まれてよかった　ここで育ててよかった」と感じることができる子育て環境の実現を目指します。

（1）保育・教育・療育の充実

①共に過ごす機会の保障

すべての保育所・幼稚園・認定こども園、学校での障がいのあるこどもの受け入れに取組むとともに、交流及び共同学習を積極的に進めることにより、相互理解を促進します。

②環境の充実

保育所・幼稚園・認定こども園、学校において、こどもたち一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を提供するなど、保育、教育及び療育の充実を図ります。

（2）日常生活の支援

①居場所づくり

すべてのこどもたちが放課後や休日の時間を有意義に過ごすことができるように、障がいの有無に関係なく、誰もが集え、交流できる環境を整えます。

②地域での取組み

こどもの成長を地域で支えあうため、地域での相互理解を進め、障がいに対する偏見や障がいのある人に対する差別のない社会を作るために、地域において交流できる場づくりを進めます。

（3）早期の就労支援

社会体験（働く体験）事業などの充実や、本人の意思と適性を見極めながら、学齢期からの早期就労支援施策を実施し、卒業後の進学や就職の支援について、学校、関係機関と連携して取組みます。

（4）保護者の支援

保護者などに対する障がい福祉サービスの周知と障がいのあるこどもへのサービス利用促進に努めます。併せて、保護者へのレスパイトケア、心理的、経済的な負担軽減を図ることで、安心して子育てできる環境を整備します。

また、悩みを抱える保護者が、身近に相談するためのペアレントメンター[5]や家族会等障がい者団体の協力を得ながら、気軽に相談できる仕組みを検討します。

5　「ペアレント」とは親、「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味です。ペアレントメンターは障がいのある子を持つ親の立場で、障がいの診断を受けたばかりのこどもの親や、子育てに疑問がある親に対し、共感的に悩みを聞いたり、情報提供を行いながら『同じ立場の親による親支援』を行う人材です。

４．障がいのある人の自立した地域生活の実現



障がいの種別や程度に関わらず、自らの意思で選択・決定し、地域で自立した生活を営むことは生活の質の向上を図る上で大切なことです。障がいのある人が地域で生活するという考え方を具体化するための施策を進めます。

（1）社会参加の支援

①情報コミュニケーションの支援

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加し、豊かで生きがいのある人生を送るために、必要な情報を自ら取得できるよう、障がい特性に配慮した情報提供を行うとともに、手話の普及をはじめ、日常のコミュニケーションや意思疎通の支援に係る施策を推進します。

②日常生活の支援・外出の支援

スポーツ・レクリエーションなどへの参加、オープンカレッジなどの生涯学習や地域行事への参加のほか、就労機会の提供など、社会参加を積極的に支援します。医療機関への通院や社会参加・交流のために必要な移動の支援を継続して行い、障がいのある人が社会参加しやすい体制をつくります。

（2）多様な就労の支援

「公共職業安定所（ハローワーク）」をはじめとする就労関係機関と連携し、障がいのある人が自分の能力を活かせる職場に就職するとともに、その職場において能力を十分に発揮し定着するまでも含め、総合的に支援できる体制を整備します。

また、障がい者雇用を検討する企業への各種支援制度の情報提供や、障がい者雇用促進のための啓発を進めるほか、障がい者雇用や実習の受入れを積極的に行う企業を支援します。

（3）住まいの確保の支援

地域で自立した生活を送るための住まいを確保できるように、保証人制度を促進するとともに、住宅部局と連携し、住宅セーフティネット制度の活用により、障がいのある人が安心して暮らせる住まいの確保を支援するなど居住支援体制を整備します。また、障害者総合支援法の地域生活支援事業（住宅改修）の活用により住宅のバリアフリー化を図ります。

併せて、不動産業界とも連携した住まいの相談窓口について整備を進めます。

（4）入院・入所中、触法の人の地域移行・定着の支援

①地域移行及び地域定着の推進

障がいのある人が、病院や障がい者支援施設、矯正施設等から地域における生活へ円滑に移行し、継続して地域で生活できるように、必要な障がい福祉サービス等の利用を推進するとともに、保健・医療・福祉・地域が連携した支援体制を構築します。

また、触法の人の地域定着は、県の取組みと連携して課題解決に取組みます。

②地域生活支援拠点等の機能強化

障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」の生活を見据えて、地域生活支援拠点等の地域における支援体制について、検証及び検討を継続的に行いながら機能強化を図ります。

第３編　松江市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

Ⅰ．施策の展開

１．地域共生社会の実現に向けた取組み

＜現状・課題＞

- 障がいについて「知る」機会を拡げるため、各種広報や出前講座（障がい理解、手話）を実施しています。手話の出前講座については、小・中学校や児童クラブ等での実施回数が増加していますが、障がい理解の出前講座については横ばいであるため、引き続き周知を図る必要があります。
- 毎年 12 月の「障がい者週間」において、松江市立中央図書館での展示による啓発活動を行っています。また、障がい理解や合理的配慮の推進等に優れた取組みを行った企業・団体等を表彰し、広報することにより、共生社会推進の機運を高めるとともに人権意識の啓発を図っています。
- 令和 6 年 4 月に施行された「事業者による合理的配慮の義務化」については、施行前から商工団体等への個別説明を実施し、施行後も商工団体等に対する加盟企業への周知依頼、市報やホームページ等を通じた周知を継続的に行っています。
- 障がい福祉アンケートにおいては、「おおむね 3 年以内に差別的な対応を受けたことがある」という回答が 18.3%ありました。差別的な対応を受けた場所は「仕事場」が 33.1%と最も多く、次いで「保育園・学校」が 18.5%でした。また、障がい理解に対しては、「理解が十分進んでいる、十分ではないが進んでいる」との回答が 27.1%であったのに対し、「あまり進んでいない、全く進んでいない」との回答が 19.0%ありました。

＜取組みを進める施策＞

○　障がい理解促進、差別解消に向けた啓発の実施

障がい福祉アンケートの結果から、障がい理解の促進、障がいのある人への差別解消について、いまだに十分な理解が得られているとは言えません。引き続き、障がいに対する差別や偏見等の社会的障壁を取り除くために、市報、ホームページ、SNS、「こころのバリアフリーハンドブック」等による広報に取組むとともに、障がい理解に関する出前講座の実施について、教育機関、企業や市民団体への働きかけを行います。

また、島根県や県・市の社会福祉協議会が取組んでいる「あいサポート運動」について周知を行うなど、協働で地域や企業、障がいや介護等福祉関係の事業所、学校等における障がいを理解する学習を広く積極的に進めます。

○　合理的配慮の推進に向けた継続的な取組み

民間事業者における合理的配慮の一層の浸透に向けて、市報等による広報や商工団体等への継続的な周知に取組みます。特に、事業者に対する出前講座の実施が少ない状況であるため、事業所における研修等の機会に出前講座を活用いただくよう働きかけを行います。

また、仕事場等において差別的な対応を受けた人やその家族からの相談に対しては、基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携して迅速に対応します。

２．相談支援体制の充実・強化

＜現状・課題＞

・　基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制を構築しています。基幹相談支援センターにおいては、相談窓口機能だけではなく、相談支援事業所への助言・指導、地域移行・地域定着の体制づくり、虐待の防止など、地域における相談支援体制の機能強化を行っています。
・　令和６年度までは、基幹相談支援センターと共に機能強化を担う事業所を４か所配置していましたが、令和７年度から主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を取得する６事業所が機能強化を担う体制に変更しました。相談支援事業所からは「困難ケースの対応等で相談でき助かっている」との声をいただいており、相談支援体制の充実につながっているものと考えています。
・　相談支援事業所連絡会や事例検討会の開催により、相談支援事業所全体の人材育成につながっているものと考えていますが、研修等が開催されても人手不足から参加できない事業所があるといった課題もあります。
・　多職種による事例検討会などを通じて、様々な分野との連携強化が進んでいます。近年は、児童発達に関する相談が増加しており、また年齢が低い段階から相談を受けることがあります。そのため、今まで以上に子育て、教育、医療分野との連携が必要となります。

＜取組みを進める施策＞

○　基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化

引き続き、基幹相談支援センターを中核として、障がいのある人やその家族、支援者等からの相談に対応します。令和７年度から実施している相談支援体制については、障がい者福祉専門分科会の下部会議である「相談支援検討チーム会議」において評価・見直しの検討を行い、体制の強化につなげます。

なお、人材育成支援として研修等を実施する際には、より多くの事業所が参加できる方法を検討し、参加率の向上を図ります。

○　多機関との連携強化による総合的・専門的な相談支援の実施

現在も基幹相談支援センターが障がい者福祉専門分科会に参画することにより、行政や障がい福祉関係機関での連携はもちろん、介護、保健、子育て、教育、医療、地域等の分野と連携を図っています。引き続き、地域における総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化に向けて、様々な分野との連携を推進します。

○　障がい者虐待の防止及び発生時の迅速な対応

障がい者虐待については、市が設置する「障がい者虐待防止センター」を中心として、基幹相談支援センター、相談支援事業所、その他関係機関と連携して、虐待の未然防止、発生した場合の迅速・適切な対応、再発の防止等に取組みます。

また、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して島根県等が実施する障がい者虐待防止研修への受講を促しながら、一層の連携を進めます。

３．障がい福祉サービスの提供と質の確保

＜現状・課題＞

- 島根県、基幹相談支援センター等が主催する研修会について、障がい福祉サービス事業所への周知により参加を促すとともに、市職員も積極的に参加し、スキルアップや連携強化を図っています。
- 定期的な運営指導等により、各福祉サービス事業所が提供するサービスの質の確保・向上に努めるとともに、給付の適正化を図っています。事業者からは、制度が複雑なため理解が困難であることから、報酬改定の内容等について丁寧に説明することが求められています。
- 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果について、不適切な請求事例などを抽出し、各事業所と共有することにより、請求事務の適正化を図っています。
- 一部の障がい福祉サービスでは、人材不足等によりサービス提供体制が整わず、利用者のニーズに対応できない状況となっています。障がい福祉サービス等報酬改定により、障がい福祉を担う人材の処遇改善が図られているところですが、人材不足の解消に至るものではありません。引き続き、国等に対する働きかけを行う必要があります。

＜取組みを進める施策＞

○　運営指導・監査の適切な実施

障がい福祉サービス事業において不適切な事業運営を行うことがないよう、事業者に対する運営指導・監査を適切に実施しサービスの質の確保に努めます。

また、報酬改定の内容等については、毎年実施している障がい福祉事業者等説明会及び集団指導のほか、必要に応じて事業者への説明の機会を設け、制度の理解促進に取組むことにより、適切な施設運営を促進します。

○　障がい福祉サービス等情報公開制度の周知・啓発

障がい福祉サービス等情報公開制度[6]や福祉サービス第三者評価[7]の活用により、利用者が個々のニーズに応じてサービスの選択ができるようにするとともに、事業者自らがサービスの質の向上を図るよう働きかけを行います。

○　事業所における意思決定支援の推進

本人の意思決定支援にあたっては、普及啓発を継続することに加えて、運営指導等の機会を通じて、意思決定支援の取組状況やサービス担当者会議等への本人の同席状況を確認することにより、事業所における意思決定支援を推進します。

○　人材確保に向けた国等への要望

人材確保、職員の処遇改善については、引き続き国等に対する働きかけを継続します。

6　利用者のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みです。

7　社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

４．障がい児支援の提供体制整備

＜現状・課題＞

・　障がい者福祉専門分科会の下部会議である「障がい児支援連携会議」では、事例検討等を通じて、地域資源の確認や各関係機関の役割を確認し、連携した支援体制の推進を図っています。しかしながら、必要な障がい福祉サービス等が十分に提供できない事例もあり、子育て、教育、医療といった分野との連携をさらに進め、包括的な支援体制の推進を図る必要があります。
・　児童発達支援センターの機能強化については、児童福祉法改正によって定められた４つの中核機能を十分に果たすには至っていません。発達支援に関する相談について、相談件数の増加や対象児童の低年齢化など、新たな課題もあります。

（児童発達支援センターの４つの中核機能）
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

・　障がい福祉アンケートにおいて、障がい児の暮らしに関する設問では、就学前の障がい児の家族などからの回答で「将来に不安を感じる」が 71.3%と最も多く、次いで「障がいのないこどもとの関わりが心配」が 46.0%でした。

＜取組みを進める施策＞

○　事例検討を通じた課題の抽出及び支援体制の検討

障がい児支援連携会議において、事例検討を行いながら各関係機関の支援状況を共有するとともに、障がい児支援に係る課題を抽出し、支援体制の充実に向けて取組みます。

○　児童発達支援センター中核機能の確保及びインクルージョンの推進

障がいのあるこどもやその家族に対して、身近な地域で児童発達支援センターの４つの中核機能を提供できる体制を整備し、機能させることが求められています。現在、進行している市営児童発達支援事業所「ふじのみ園」と幼稚園との複合化事業において、ふじのみ園の児童発達支援センター化を検討しており、並行して地域における中核機能の確保及びインクルージョンの推進に向けた議論を進めます。

○　関係機関と連携した伴走的な相談支援体制の確保

障がい児相談支援の実施にあたっては、障がいの疑いがある段階から児童や家族に対する継続的な相談支援を行う必要があります。将来に不安を抱える家族に対して、相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な相談支援体制の確保を図るため、関係機関との連携体制構築に取組みます。

○　医療的ケア児等に対する支援体制の整備

医療的ケア児等支援法の改正により、令和９年４月から支援対象が成人期まで拡大されるとともに、重症心身障がい者等についても同じ枠組みで支援することとなります。対象の拡大に対応した支援体制の整備を進めます。

５．社会参加等の促進

＜現状・課題＞

①文化・芸術・スポーツ等の機会及び交流の場の確保

・　毎年 12 月の「障がい者週間」に市立中央図書館等において、特別支援学校や地域活動支援センターで制作された創作作品の展示を行っています。また、令和 8 年度には基幹相談支援センターによる市民公開講座において、文化芸術をテーマとした講演会を開催し、市民の皆様に理解を深めていただく機会を創出しました。
・　市内で開催される各種イベント等では、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、障がいのある人の社会参加を支援しています。
・　当事者団体と連携してスポーツ大会を企画し、障がいのある人がスポーツを行う機会を提供しています。
・　障がい福祉アンケートにおいて、同じ障がいや悩みを持つ人同士の交流について、「交流したい」・「興味がある」と回答した人が 35.4%であり、スポーツや趣味に関するサークル活動や交流を求める声がありました。

②読書バリアフリーの推進

・　松江市立図書館は全ての市民が読書機会を確保できる環境の整備を進めています。
・　中央図書館を入ってすぐの目立つ場所にバリアフリーコーナーを設けています。大活字本や点字の本を配架し、CD、DVD などの録音図書や、デジタル録音図書であるデイジー図書も揃えており、その拡充を図りました。
・　希望者が館内で自由に使えるよう、拡大読書器や書見台、虫眼鏡、ルーペ、リーディングトラッカー、CD プレーヤーなどの読書支援機器・用具を整えています。
・　視覚障がい、ロービジョン[8]、ディスレクシア[9]の人、四肢に障がいがあり紙の本を読むことが困難な人などに対応する相談窓口を設け、最適な読書の方法をともに考え、支援しています。
・　島根県立図書館及びライトハウスライブラリー[10]とは三者で定期的に協議の場を設けています。また、相互のイベントへの参加や、研修会を開くなど、読書バリアフリー普及のための周知を図っています。
・　松江市立図書館は令和 8 年 8 月に電子図書館サービスを開始しました。図書館へ出かけることが難しい人でもインターネット環境があれば、時間や場所に縛られず、24 時間 365 日いつでもどこでも本を借りることができます。障がいがある人や、小さな文字が読み辛い人、紙の本を読むことが難しい人に向けて、文字サイズ拡大機能や書体・行間・背景色などの変更ができるものや、音声読み上げ機能がある図書も揃えています。また、スマートフォンやタブレットなど、自身の使い慣れた機器で利用できます。

③障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

・　障がいのある人の情報取得や利用に資するよう、市のホームページにおけるウェブアクセシビリティの確保、市報点字版・音声版の作成、手話通訳者の配置、手話通訳等支援者の派遣、市長会見等での手話通訳、ウェブやファックスを用いた緊急通報の仕組みなどを実施しています。

8　何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」、「まぶしい」、「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由がある状態です。

9　学習障がいのひとつとされ、全体的な発達には遅れがないにもかかわらず文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が生じることや、二次的に学校不適応などが生じる疾患です。

10　社会福祉法人島根ライトハウスが運営する身体障害者福祉法における「視聴覚障害者情報提供施設」であり、点字図書、録音図書の貸出、相談対応、様々な訓練の実施、便利な道具や機器の紹介、関連情報の提供などを行います。

・　令和 6 年 12 月に「松江市手話言語条例」を制定し、手話への理解を深めていただくため、従来から行っていた出前講座に加えて、令和 7 年度からこども向け・市民向けの手話教室を開催しています。また、毎年、9 月 23 日の「手話言語の国際デー」に合わせ、国宝松江城、カラコロ工房などのブルーライトアップを行うなど、手話の普及・啓発に取組んでいます。
・　令和 4 年 12 月、松江テルサに「失語症者支援センター」を設置し、失語症の人が外出する際のコミュニケーション支援を行う意思疎通支援者の派遣を行っています。当事者団体の活動を支援する団体派遣の件数は増加していますが、個人派遣が低調な状況であり、センターの活動について周知するとともに、支援者の確保も必要です。

＜取組みを進める施策＞

○　文化・芸術・スポーツや健康増進活動等を通じた社会参画の推進

障がいのある人の交流や社会参画を促進するため、スポーツや健康増進活動、文化・芸術など様々な分野に関して地域で行われているサークル活動等の情報を発信するなど、障がいのある人の社会参加に資する活動・交流、余暇活動、体力増強に資する活動等の取組みを支援します。

○　読書バリアフリーのさらなる充実

（1）視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等

視覚障がい者等のニーズを把握し、点字図書等のアクセシブルな書籍等を引き続き収集するとともに、身体的な理由等により図書館への来館が困難な方も読書が可能となるよう電子図書館サービスで利用できるコンテンツの拡充に努めます。

また、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用できる環境づくりのため、読書支援機器・用具を充実させ、読書機会の提供やアクセシブルな書籍等の利用支援に努めます。

松江市に所蔵がない図書でもライトハウスライブラリーをはじめ、島根県立図書館や他の図書館と相互貸出の協力により取り寄せるなど、さらに充実したものとなるよう取組みます。

（2）インターネットを利用したサービス提供体制の強化

国立国会図書館製作のマルチメディアデイジー図書等を、図書館が借り受けし利用者に貸し出すサービスを継続するとともに、その利用周知に努めます。

（3）端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するために必要な情報通信技術について、関係機関と連携して、視覚障がい者等が入手・習得するために必要な支援等を行うとともに、様々な読書媒体を紹介するほか、マルチメディアデイジー図書再生機等の端末機器等の貸し出しを行います。

（4）図書館サービス人材の育成等

アクセシブルな書籍等を利用者が円滑に利用できるよう、司書等を対象とした研修等で、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、司書等の資質向上を図ります。

○　障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がいのある人が社会活動等に参加するため、市の情報アクセスの向上を図るとともに、意思疎通支援として、引き続き手話通訳者や失語症者向け意思疎通支援者等の派遣に取組みます。

特に、失語症者向け意思疎通支援にあたっては、個人派遣が低調なため、失語症者支援センターの活動や、センターにおいて実施している「失語症サロン」の周知に取組み、利用促進を図ります。

また、安定した派遣事業の実施に向けて、手話奉仕員及び失語症者向け意思疎通支援者について継続的な養成事業に取組むとともに、専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については県と協力して支援者の確保を進めます。

なお、代筆・代読、音声訳等の支援については、事業ニーズ、社会資源、国県及び他市の状況などを踏まえ、必要に応じて事業の調査研究を行います。

６．本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進

＜現状・課題＞

・　就労移行支援等の障がい福祉サービスの提供や、障がい者インターンシップ事業による職場体験の機会創出について、継続して取組んでいます。
・　企業と就労移行支援事業所の意見交換会の開催や、島根労働局が開催する面談会への協力により、障がいのある人と障がい者雇用を希望する事業所とのマッチングの機会づくりを支援しています。
・　障がい者福祉専門分科会の下部会議である「就労支援検討チーム会議」において、令和７年度に開始した就労選択支援制度の状況確認や、市内の就労に関する課題等について、関係機関と継続して議論しています。就労選択支援制度については、制度開始以降、実施事業所が１事業所に留まり、利用者数も見込みには達していません。
・　障がい者福祉アンケートにおいては、今後または将来の就労先として、「一般企業で働きたい」が 27.8%で最多でした。現在の就労などの状況別にみると、就労継続支援・就労移行支援を利用している人の 28.1%、仕事をしていない人の 10.2%が一般就労を希望しています。また、働く、または働き続きるために必要なこととして、「上司や同僚が障がいに理解を持っていること」が 42.2%で最も多く、特に精神障がいのある人の 56.1%が回答しており、就労促進にあたっては障がい理解に関する普及啓発が必要となります。

＜取組みを進める施策＞

○　就労選択支援制度の活用促進

就労選択支援制度については、令和９年４月から対象者が拡充されます。引き続き、事業の周知に取組み、事業所及び利用者の増加を図るとともに、就労支援検討チーム会議において、関係機関と連携して事業の活用促進に向けた議論を進めます。

○　一般就労への移行等の推進

就労支援検討チーム会議において、就労に関する関係機関の取組みについて共有しながら、課題の抽出と解決に向けた取組みについて検討し、実行していきます。

また、既に実施している「障がい者インターンシップ事業」を継続実施し、就労に向かうための職場実習の機会を提供するとともに、重度障がい者等の職場等において重度訪問介護に相当する支援及び通勤の支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」の活用により、重度障がい者等の一般就労を推進します。

○　障がい理解促進による就労継続の支援

障がいのある人の就労継続につなげる取組みとして、障がい理解を深めるための出前講座について障がい者を雇用する企業等への働きかけを積極的に行い、障がいのある人が就業を継続しやすい環境づくりに取組みます。

７．地域生活支援の充実に向けた体制整備

＜現状・課題＞

①地域移行の推進と地域生活の継続支援

・　地域において安心して生活していただくための包括的な支援体制を整備することとして、令和７年７月から地域生活支援拠点を整備しました。しかしながら、利用が必要な人、事業者の登録が停滞しており、その機能が十分に発揮されていないため、運用について検証・検討が必要です。
・　障がい福祉アンケートにおいては、施設入所している人の 24.3%、病院に入院している人の 25.0%が将来は家で暮らしたいと回答しています。本人が希望する生活を実現するため、地域における支援体制を整えることが必要となります。

②「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」などの包括支援体制の検討

・　精神障がいのある人が安心して暮らすための相談、医療、住まいの確保等について、包括的に対応する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の体制整備に向けて、市が実施している精神保健相談等の業務の現状・課題の整理を行いました。（※令和８年度中に実施予定）
・　障がい福祉アンケートについて、精神障がいのある人の回答をみると、健康や障がいに関すること、就労の機会や生活に関する相談支援や、施設・グループホーム・病院から家への地域定着・地域移行支援、災害に備えた支援体制の整備など、様々な課題が見えてきます。その中で、地域移行に関しては、精神障がいのある人で施設入所している人の 42.9%、病院に入院している人の 36.4%が将来は家で暮らしたいと回答しています。

＜取組みを進める施策＞

○　地域における包括的な支援体制の整備・充実

地域生活支援拠点について、地域生活支援拠点コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、継続的に制度の周知や運用の検討を行うとともに、障がい者福祉専門分科会の下部会議である「地域移行・定着・包括ケア連携会議」において、関係機関との協議、運用状況の検証及び見直し、機能の拡充に取組みます。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの体制についても、同会議において評価・見直しを行いながら、精神障がいのある人が暮らしやすい地域の環境づくりに取組みます。

○　強度行動障がいにある者等の支援ニーズの把握

強度行動障がいにある者や難病患者、高次脳機能障がいのある人等が地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービスの利用も含めた適切な支援を行うため、支援ニーズを把握するとともに支援体制の整備を行います。

○　計画的な施設整備の推進

地域で暮らす障がいのある人の多様なニーズに対応するため、障がい福祉サービスの基盤となる施設整備を進める必要があります。真に緊急性、必要性があると認められる施設整備について、計画的に実施します。

Ⅱ．国の基本指針を踏まえた成果目標

国の基本指針で示されている市町村の成果目標を踏まえ、令和 11 年度の成果目標を設定します。

目標項目	令和 11 年度目標		前計画の目標・実績（R8 年度末実績の見込）
	目標値	基本指針内容	
福祉施設の入所者の地域生活への移行			
地域生活移行者	18 人	R7 年度末時点の施設入所者数 297 人の 6%以上が地域生活へ移行	R4 年度末時点の 6%以上 目標：19 人 実績：12 人
施設入所者	15 人減	施設入所者数を R7 年度末時点 297 人から 5%以上減	R4 年度末時点の 5%以上減 目標：15 人 実績：13 人
福祉施設から一般就労への移行等			
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数	61 人	R6 年度実績 46 人の 1.31 倍以上	R3 年度実績の 1.28 倍以上 目標：39 人 実績：46 人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	37 人	R6 年度実績 32 人の 1.14 倍以上	R3 年度実績の 1.31 倍以上 目標：11 人 実績：18 人
就労移行支援事業所の一般就労移行率	5 割以上	就労移行支援利用終了者のうち、一般就労移行者の割合が 5 割以上の事業所を、全体の 5 割以上	目標：5 割以上 実績：47%
就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数	2 人	R6 年度実績 1 人の概ね 1.52 倍以上	R3 年度実績の 1.29 倍以上 目標：4 人 実績：8 人
就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数	19 人	R6 年度実績 11 人の概ね 1.67 倍以上	R3 年度実績の 1.41 倍以上 目標：23 人 実績：20 人
就労定着支援事業の利用者数	14 人	R6 年度実績 9 人の 1.47 倍以上	R3 年度実績の 1.28 倍以上 目標：9 人 実績：18 人
就労定着支援事業の就労定着率	2.5 割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2.5 割以上	目標：2.5 割以上 実績：62%
就労選択支援事業所の設置	2 事業所	1 事業所以上設置	※新規
就労選択支援事業の利用者数	84 人	全国で 82,000 人以上	※新規

目標項目	令和 11 年度目標		前計画の目標・実績（R8 年度末実績の見込）
	目標値	基本指針内容	
障がい児支援の提供体制の整備等			
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保		児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保 ⑴幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ⑵地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ⑶地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ⑷地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能	児童発達支援センターを少なくとも１カ所以上設置 目標：2 か所 実績：2 か所
保育所等訪問支援等を活用したインクルージョンの推進		・児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンの推進体制を構築 ・保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	目標：推進体制の構築 実績：なし
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保		少なくとも１カ所以上設置	目標：2 カ所 実績：0 か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		少なくとも１カ所以上設置	目標：1 カ所 実績：3 カ所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場の設置、コーディネーターの配置 実績：設置済、配置済
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保		保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、伴走的な相談支援体制を確保	※新規
地域生活支援の充実			
障がい者の地域生活への移行支援及び生活支援の充実		地域生活支援拠点等の整備 ⑴地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置 ⑵地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置 ⑶年１回以上、運用状況の検証及び検討	地域生活支援拠点等の構築、コーディネーターの配置、年１回以上運用状況を検証 実績:整備済みであるが運用については検討継続中
強度行動障がいにある者の支援体制の整備		状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備	実績：なし
相談支援体制の充実・強化等			
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組		基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置、整備し、連携させること等により、地域における障がい者の支援体制の整備に取組む体制を確保	実績:基幹相談支援センターを設置して体制強化を実施
相談支援体制に関する地域診断を通じた体制強化の取組み		セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランをゼロとする	※新規
障がい福祉サービス等の質の向上			
障がい福祉サービス等の質の向上		障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制	実績：体制整備中
		障がい福祉サービス等情報公表制度において、管内事業所の情報公表率及び更新率を100%とする	※新規

Ⅲ．各種障がい福祉サービス・事業の評価・課題と今後の見込

※各サービス・事業等の R8 年度実績は本計画策定時点の見込値です。

１．自立支援給付

（1）訪問系サービス

居宅介護	自宅での、入浴・排せつ・食事の介護及び通院・交通機関の乗降の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人を対象に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいのある人に対し外出時において、移動時と外出先での視覚情報の支援（代読・代筆含む）、移動の援護、食事その他必要な支援を行います。

①第 7 期（R6～8 年度）実績

・訪問系サービスの利用者は、重度者（支援区分 4 以上）の利用が増えたことから、利用者数は見込を上回り緩やかな増加傾向です。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・第 7 期計画実績が緩やかな増加傾向にあることから、増加を見込みます。

サービス・事業等	単位	第 7 期			第 8 期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援	利用人数	620 636	625 649	630 656	667	679	692
	時間	13,817 14,539	14,080 15,357	14,348 15,859	16,243	16,654	17,096

※重度障がい者等包括支援については、指定事業者が市内にないため、利用者を見込んでいません。

（2）日中活動系サービス

生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、昼間に入浴・排せつ・食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能の向上を図るため、施設又は居宅で、理学療法・作業療法・その他のリハビリテーション・生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の向上を図るため、施設又は居宅で、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上等の訓練等を行います。
就労継続支援Ａ型	企業などに就労することが困難な人に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結び、就労の機会を提供するとともに働きながら就労訓練を行います。
就労継続支援Ｂ型	企業などに就労することが困難な人に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結ばずに、生産活動等の就労訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を経て一般就労した人に、雇用された事業所での就労の継続を図るための相談、指導及び助言その他の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 　特定の疾病患者や重症心身障がい児・者が病院等で利用する医療型とそれ以外の福祉型に分類されます。

①第７期（R6～8 年度）実績

・日中活動の場として、就労継続支援Ｂ型を利用される人は年々増加しています。
・なお、短期入所サービスは新型コロナウイルスの影響による、利用者の利用控えや、事業所の受入体制が整わないなどの理由により、令和 2 年度以降減少傾向にあり見込を下回りましたが、7 期では微増に転じています。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

ⅰ）生活介護

・第 7 期計画実績が微増であることから、実績並みを見込みます。

ⅱ）自立訓練（機能訓練）

・標準利用期間が定められていることから、年度ごとに利用者のバラつきはありますが、実績並みにより横ばいを見込みます。

ⅲ）自立訓練（生活訓練）

・標準利用期間が定められていることから、年度ごとに利用者のバラつきはありますが、実績並みにより横ばいを見込みます。

ⅳ）就労選択支援

・就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

ⅴ）就労移行支援

・就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者を実績により見込みます。

ⅵ）就労継続支援Ａ型

・事業所数の減少により第 7 期計画実績は見込を下回っていることから、実績並みを見込みます。

ⅶ）就労継続支援Ｂ型

・第 7 期計画実績状況から、今後も引き続き、増加していくものと見込みます。

ⅷ）就労定着支援

・第 7 期計画実績は増加傾向であることから、実績並みによる増加を見込みます。

ⅸ）療養介護

・第 7 期計画実績は増加傾向であることから、実績並みによる増加を見込みます。

ⅹ）短期入所

・第 7 期計画実績は見込を下回っていますが、増加傾向に転じているため、実績並みによる増加を見込みます。

サービス・事業等		単位	第７期			第８期		
			R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
生活介護		利用人数	615 606	615 618	615 625	629	633	637
		月日	11,500 11,450	11,500 11,657	11,500 11,892	11,965	12,038	12,111
自立訓練（機能訓練）		利用人数	17 13	17 12	17 11	12	12	12
		人日	205 145	205 169	205 157	157	157	157
自立訓練（生活訓練）		利用人数	55 19	55 18	55 13	17	17	17
		人日	880 331	880 315	880 271	306	306	306
就労選択支援		利用人数（延数）		42 1	84 56	84	84	84
就労移行支援		利用人数	55 55	55 50	55 43	50	50	50
		人日	750 727	750 679	750 662	690	690	690
就労継続支援Ａ型		利用人数	145 146	150 123	150 129	133	133	133
		人日	2,700 2,705	2,790 2,143	2,790 2,233	2,360	2,360	2,360
就労継続支援Ｂ型		利用人数	870 908	890 957	910 986	1,028	1,072	1,117
		人日	13,400 13,582	13,700 14,502	14,000 15,258	15,910	16,589	17,297
就労定着支援		利用人数	15 9	15 14	15 18	22	26	32
療養介護		利用人数	82 79	82 80	82 85	87	89	91
短期入所		利用人数	110 93	130 101	150 108	115	123	129
		人日	735 535	869 562	925 576	612	648	689
内訳	福祉型	利用人数	97 88	110 94	125 99	105	112	118
		人日	655 499	774 527	815 535	568	602	640
	医療型	利用人数	13 5	20 7	25 9	10	11	11
		人日	80 36	95 35	110 41	44	46	49

（3）居住系サービス

自立生活援助	障がい入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に、定期的な居宅の訪問を行うことにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を希望する障がい者に、共同生活に適した住居において生活に必要な身辺処理の支援等を行います。
施設入所支援	施設入所する障がい者に、主に夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、家事支援、生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・共同生活援助（グループホーム）は、自立や地域移行を目指す障がい者の居住の場にもなっています。多様な利用ニーズに応じるため、事業所数や定員の増加が必要な状況です。特に、医療的ケアが必要な人や、強度行動障がい、重いてんかんなど、重度の障がいがある人が安心して暮らせる居住の場の整備が課題となっています。
・施設入所支援は、入所希望者が増加しているため、入所待機者が増えているところです。課題としては、地域移行支援制度の周知・利用促進や介護保険対象者への介護施設への緩やかな転所勧奨が必要な状況です。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）自立生活援助

・指定事業者が市内に無いため実績なしの見込みです。

ⅱ）共同生活援助（グループホーム）

・新規事業所の立ち上げが検討されていることから、利用者の増を見込みます。

ⅲ）施設入所支援

・施設入所からの地域生活移行者を見込みます。
・指定権限を有する施設において、入所者の生活環境の向上を図るため、施設における居室の個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数、割合の推移等）を把握し、今後の個室化等の見込みを設定します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
自立生活援助	利用人数	2 0	2 0	2 0	0	0	0
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	利用人数	320 331	330 342	340 346	357	370	382
施設入所支援	利用人数	302 294	297 297	292 298	296	294	292
施設における居室の個室化等の取組状況	施設数、割合等				確認中		

※今期計画の見込人数は、国が示す成果目標の人数（令和 11 年度までに令和 7 年度末時点の施設入所者数の 5%にあたる 15 人減）を設定することとしており、定員の減等を図るものではありません。

（4）相談支援サービス

計画相談支援	障がいのある人の心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい福祉サービス等を利用する人がより良いサービスの利用等ができるよう利用計画を策定し、支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人や、保護施設・矯正施設等を退所する人に、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・サービス等利用者が増加していることや、標準モニタリング期間の変更によりモニタリング回数が増えたことなど、相談支援専門員一人当たりの負担が増えており相談支援専門員の増員が必要です。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）計画相談支援

・利用者の増加に伴い増加していくものと見込みます。

ⅱ）地域移行支援

・施設入所者の地域生活移行時に本事業を利用することを見込みます。

ⅲ）地域定着支援

・地域移行者の増を見込むことから、本事業利用者も増を見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
計画相談支援	利用人数	850 920	860 948	870 1,023	1,077	1,135	1,195
地域移行支援	利用人数	7 2	7 1	7 1	1	1	2
地域定着支援	利用人数	10 8	10 16	10 23	28	33	40

２．障がい児通所サービス

児童発達支援（医療型児童発達支援）	就学前の障がい児に、日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。医療型では、上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのあるこどもが保育所等を利用する場合に、その施設を訪問し、他のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのあるこどもの心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい児通所支援を利用する人がより良いサービスの利用ができるよう、利用計画を策定し、支援を行います。
医療的ケア児等支援	医療的ケア児の暮らしや通園等を支援する「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、公立及び私立の保育施設等における医療的ケア児の受け入れについてサポートします。

①第７期（R6～8 年度）実績

・幼少期からの健診、エスコや障がい児相談支援、基幹相談支援センターの設置などにより相談支援体制が充実してきていることから、障がい児通所サービスの利用者は、増加傾向です。これに伴い、サービス提供事業所も増えてきています。
・令和３年度より医療的ケア児の暮らしや、通園等を支援する「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、公立及び私立の保育施設等における医療的ケア児の受け入れについてサポートしています。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）児童発達支援

・幼少期からの健診、相談支援体制等の充実により第７期計画実績は増加傾向であることから、実績並みによる増加を見込みます。

ⅱ）放課後等デイサービス

・未就学児に対するサービスである児童発達支援利用者の増加に伴い、引き続き増加していくものと見込みます。

ⅲ）保育所等訪問支援

・横ばいで推移していくと見込みます。

ⅳ）居宅訪問型児童発達支援

・実績と同数を見込みます。

ⅴ）障がい児相談支援

・サービス利用者の増加に伴い、引き続き増加していくものと見込みます。

ⅵ）医療的ケア児等コーディネーター

・医療的ケア児等コーディネーターの配置は、当面横ばいでの推移を見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
児童発達支援	利用人数	75 85	75 90	75 87	91	94	98
	人日	850 888	850 997	850 902	936	972	1,009
放課後等デイサービス	利用人数	560 571	580 584	600 613	638	663	690
	人日	8,523 8,765	8,828 8,773	9,132 9,648	10,034	10,436	10,853
保育所等訪問支援	利用人数	3 5	3 1	3 1	3	3	3
	人日	7 9	7 2	7 1	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	2 1	2 1	2 1	1	1	1
	人日	6 6	6 6	6 4	5	5	5
障がい児相談支援	利用人数	200 240	220 249	240 293	327	365	407
医療的ケア児等 コーディネーター配置	配置人数	2 2	2 2	2 2	2	2	2

３．地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。本市では、以下の事業を計画的に実施します。

（1）理解促進研修・啓発事業

地域社会の人々に対して、障がい特性や社会的障壁に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・学校、企業、団体に対して、障がい理解、手話をテーマとした出前講座を行いました。特に、手話の出前講座について、学校や児童クラブでの実施回数が増加しました。

②第８期（R9～11 年度）見込

・出前講座について、令和８年度の実績（見込）をもとに、実施回数の増加を図ります。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
理解促進・啓発事業 （出前講座）	実施回数	25 30	27 44	29 35	37	39	41

（2）自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民の人達が自発的に行う活動に対する支援を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・当事者団体等が行う研修会や情報交換会等に対する補助を行いました。

②第８期（R9～11 年度）見込

・継続的に補助を行い、当事者団体等の活動を支援します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
自発的活動支援事業	実施有無	有 有	有 有	有 有	有	有	有

（3）相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、各種支援サービス、権利擁護などの専門機関の紹介、障がい者虐待の防止などを図り、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援等を行う事業です。事業の実施にあたっては、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図ります。

①第 7 期（R6～8 年度）実績

・障がい者相談支援事業は、令和 8 年度時点で、基幹相談支援センター以外に 20 か所の相談支援事業所に委託して実施しました。
・地域の相談支援機能を強化するため、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所への専門的な指導、助言や困難ケースへの対応、人材育成の支援等を実施しました。令和 7 年度からは、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を取得する 6 事業所が共に機能強化の役割を担っています。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

ⅰ）障がい者相談支援事業

・令和 8 年度の事業所数から横ばいに推移することを見込みます。

ⅱ）基幹相談支援センター

・基幹相談支援センターは設置済みであり、主任専門支援相談員 2 名の配置を見込みます。
・当事者等への相談支援のほか、相談支援事業所の人材育成等を支援することとし、その取組みに対して全事業所の参加を見込みます。
・協議会（障がい者福祉専門分科会）の事務局として、すでに運営に参画しています。

ⅲ）住居入居等支援事業（居住サポート事業）

・住居入居等に係る相談支援について継続的に行います。

サービス・事業等	単位	第 7 期			第 8 期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
障がい者相談支援事業 （委託事業所数）	事業所数	18 19	18 20	18 20	20	20	20
基幹相談支援センター 設置	設置有無	有 有	有 有	有 有	有	有	有
基幹相談支援センター 主任相談支援専門員配置	配置人数	2 2	2 2	2 2	2	2	2
基幹相談支援センター 人材育成等の取組参加 事業所の割合	参加率				100	100	100
基幹相談支援センター 協議会の運営への関与	関与有無				有	有	有
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施有無	有 有	有 有	有 有	有	有	有

（4）成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、必要経費を負担することができず、制度利用が困難と認められる場合に、登記手数料や、鑑定費用、後見人等の報酬等の一部を補助します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・令和 3 年度に中核機関として「松江市権利擁護推進センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を図るため、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人等支援」等の業務を行っています。本事業は、成年後見制度が必要な低所得の障がいのある人に対し、後見人の報酬等を助成する事業であり、令和 3 年度に大幅に増加し、その後は概ね見込どおり推移していましたが、近年は助成件数が増加しています。

②第８期（R9～11 年度）見込

・中核機関の取組みや同年に設置した「松江市セーフティネット会議権利擁護部会」の取組み等により、成年後見制度の利用が増えると想定し、令和 9 年度以降も少しずつ増加するとして見込を設定します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
成年後見制度利用支援事業	助成件数	14 15	15 19	16 19	20	20	21

（5）成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人[11]の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・令和 8 年 8 月現在、松江市内で法人後見を実施している団体は市社会福祉協議会のみです。

②第８期（R9～11 年度）見込

・新たな法人後見実施団体に対する支援として必要に応じて検討します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
成年後見制度法人後見支援事業	法人数	1 1	1 1	1 1	1	1	1

[11] 一般市民が養成講座等を受けて後見人になることです。

（6）意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者等の派遣、失語症者向け意思疎通支援者の派遣等により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を支援します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・聴覚障がいのある人への手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣事業については、ろうあ者の高齢化による医療、介護関係の派遣が増えてきていますが、全体的な派遣回数はこの数年 1,500 件前後で横ばい推移しています。
・失語症のある人の社会参加を支援するため、「松江市失語症者支援センター」を拠点として、市で養成した失語症者向け意思疎通支援者を個人向け、団体向けに派遣しました。団体派遣は増加していますが、個人派遣の件数がまだ少ない状況です。
・市障がい者福祉課に 4 人の手話通訳者を設置し、手話通訳派遣のコーディネート、養成講座の企画、手話出前講座のコーディネート、窓口対応等を行っています。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）手話通訳者・要約筆記者等派遣事業

・近年の実績から、1,500 件程度の横ばいで推移するものと見込みます。

ⅱ）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

・新たな支援者の養成により、派遣回数の増加を見込みます。特に個人派遣の回数増に努めます。

ⅲ）手話通訳者設置事業

・現状のとおり、設置手話通訳者は 4 人とします。

サービス・事業等		単位	第７期			第８期		
			R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業		派遣回数 （個人+団体）	1,500 1,352	1,500 1,584	1,500 1,500	1,500	1,500	1,500
内訳	手話通訳者等派遣事業	派遣回数 （個人+団体）	1,485 1,332	1,485 1,576	1,485 1,485	1,485	1,485	1,485
内訳	要約筆記者等派遣事業	派遣回数 （個人+団体）	15 20	15 8	15 15	15	15	15
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		派遣回数 （個人+団体）	40 33	44 38	48 40	54	62	70
手話通訳者設置事業		設置人数	4 4	4 4	4 4	4	4	4

（7）日常生活用具給付等事業

障がいのある人が日常生活と社会参加をより円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・給付する用具ごとに件数の増減がありますが、全体としてほぼ一定の件数で推移していると評価し、同様の傾向が続く見通しです。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・日常生活用具の給付量は、近年の給付件数の推移を踏まえ見込みます。

サービス・事業等		単位	第 7 期			第 8 期		
			R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
日常生活用具給付等事業		給付件数	1,000 958	1,000 919	1,000 929	1,000	1,000	1,000
内訳	介護・訓練支援用具	給付件数	12 16	12 15	12 8	15	15	15
	自立生活支援用具	給付件数	35 30	35 31	35 36	35	35	35
	在宅療養等支援用具	給付件数	85 77	85 63	85 70	85	85	85
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	60 54	60 45	60 65	60	60	60
	排せつ管理支援用具	給付件数	800 779	800 759	800 747	800	800	800
	居宅生活動作補助用具	給付件数	8 2	8 6	8 3	5	5	5

（8）移動支援事業

屋外での移動が困難な人に、外出時における移動の支援を行います。個別移動支援、通勤通学等移動支援、グループ移動支援の 3 種類のサービスがあります。

①第 7 期（R6～8 年度）実績

・行動援護対象者が増加した結果、利用者が見込を下回っています。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・第 7 期計画の実績は増加傾向であることから、実績並みによる増加を見込みます。

サービス・事業等	単位	第 7 期			第 8 期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
移動支援事業	利用人数	350 321	370 330	380 340	350	360	370
	利用時間	22,490 22,240	24,000 22,490	27,300 22,740	23,380	24,040	24,720

（9）地域活動支援センター

障がいのある人が、創作的活動や生産活動を行い、日中過ごす場所また社会との交流の促進を図ることを目的として実施します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・令和 7 年度に新たな事業所が開設され、10 箇所となりました。利用者数も増加傾向にあります。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・事業所数は横ばいを見込んでおり、利用人数は令和 8 年度の実績見込みをもとに、若干の増を見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
地域活動支援センター	箇所数	9 9	9 10	9 10	10	10	10
	利用人数	515 579	530 643	545 650	660	660	660

（10）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・令和 6 年度に登録者の継続意向確認を行い、家庭の事情等により登録解除となった人もありますが、毎年の養成講座実施より奉仕員の確保に努めました。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・令和 9 年度に登録者の継続意向確認を行うため、登録者が減少する可能性がありますが、今後も手話奉仕員の養成を行い、一定数の登録者を確保します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
手話奉仕員養成研修事業	登録人数	120 99	125 109	130 119	110	120	130

（11）日中一時支援事業

介護者の疾病その他の理由により、自宅において一時的に介護が受けられない人に、施設において宿泊を伴わない範囲で一時的な預かり保護を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・介護者のレスパイトを目的としたサービスであり、利用のニーズは高く、利用者は増えています。
早朝や土日の利用を希望されても、対応できる事業所が不足している状況です。

②第８期（R9～11 年度）見込

・第７期計画の実績は見込みを下回っていることから、実績並みを見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
日中一時支援事業	利用時間	3,300 2,784	3,400 2,711	3,500 2,653	2,720	2,720	2,720

（12）訪問入浴サービス

自力又は家族の介護のみでは入浴できない障がいのある人の家庭を介助員が入浴車で訪問して入浴の支援を行います。

①第７期（R6～8 年度）実績

・利用者数が減少しています。

②第８期（R9～11 年度）見込

・利用者は固定されていることから、実績並みを見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
訪問入浴サービス	利用人数	7 7	7 7	7 5	6	6	6

（13）障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

「レスパイト」は、在宅の障がい児（者）を介護している保護者が一時的に介護できなくなったとき、保護者に代わり登録介護人が障がいのある児（者）を預かる事業です。

また、「しごとチャレンジ」は、障がいのあるこどもが地域の事業所等（商店、公民館等）で働く体験を行い、自立に向けた基本的な生活習慣を身につけ、良好な対人関係を培うとともに、地域とのつながりを深める事業です。

①第７期（R6～8 年度）実績

・年間利用時間は、年度により増減がある状況です。この事業は、自主的に登録する市民の介護人により支えられているため、介護人の確保、受け入れ事業所の拡大が課題となっています。

②第８期（R9～11 年度）見込

・増減があることが見込まれますが、近年の推移をみて、令和７年度並みで設定します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
障がい児等生活支援事業	利用時間	1,100 1,709	1,100 1,576	1,100 1,450	1,570	1,570	1,570

（14）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び派遣事業（中核市事業）

中核市の権限に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修、盲ろう者通訳介助員の派遣を行うものです。

①第７期（R6～8 年度）実績

・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、島根県と共同で実施しており、概ね現状維持となっています。手話通訳者、要約筆記者になるための資格試験は合格率が低い傾向にあり、小幅な増となっています。
・失語症者向け意思疎通支援者の養成については、本市単独で実施しており、令和８年度に５年ぶりの開催により、10 人の支援者を養成しました。

②第８期（R9～11 年度）見込

・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の登録者数は実績からの微増を見込みます。特に手話通訳者は、手話奉仕員等のスキルアップを促すことなどにより確保を図ります。
・盲ろう者通訳介助員の派遣は横ばいを見込みます。
・失語症者向け意思疎通支援者については、定期的な養成研修の実施により、安定的な支援者の確保を図ります。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
手話通訳者養成研修事業	登録人数	33 25	33 25	34 25	26	27	28
要約筆記者養成研修事業	登録人数	11 10	11 15	12 15	16	17	18
盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業	登録人数	31 23	32 25	33 25	26	27	28
盲ろう者通訳介助員派遣事業	派遣回数 （個人派遣）	300 320	300 288	300 300	300	300	300
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	派遣回数 （個人+団体）	14 14	24 14	24 22	22	30	30

４．発達障がい者等の支援

①第７期（R6～8 年度）実績

・こどもの発達にかかる心配事や子育てに難しさを感じている 3 歳児学級から小学校 2 年生までのこどもの保護者を対象に、こどもの特性やよりよいかかわり方について講義や情報交換を行う子育て支援講座（ペアレント・トレーニング）を実施しています。（全 8 回講座）
・託児の対応等を行い受講しやすい環境づくりに努めていますが、受講者数は近年減少傾向にあります。共働きの保護者の増加により、平日の講座への参加が難しいことなどが理由として考えられます。
・島根県事業において、ペアレントメンターの養成と派遣申込に応じた派遣を行っています。
・基幹相談支援センターにおいて、発達障がいの当事者による発達障がい相談（ピアサポート）を実施しています。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）ペアレント・トレーニング

【受講者数】概ね 10 名の受講者の参加があるよう努めていきます。
【支援者数】現状維持での推移を見込みますが、引き続き丁寧な対応を行い、保護者支援の一助となるよう努めてまいります。

ⅱ）ペアレントメンター

・県と連携し、養成研修の周知を広く行い、メンターを担う人数の増を図ります。

ⅲ）ピアサポート活動

・基幹相談支援センターにおいて、発達障がい相談を継続し、当事者の経験、知識に基づく相談対応（ピアサポート）を行います。なお、現在でも多くの予約をいただいている状況であり、現状のまま推移する見込みです。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
ペアレント・トレーニング（受講者・支援者）	受講人数	20 15	20 10	20 10	10	10	10
	支援人数	3 3	3 3	3 3	3	3	3
ペアレントメンター	支援人数	11 9	12 9	13 9	10	11	12
ピアサポート活動	参加人数	150 155	150 146	150 150	150	150	150

５．地域生活への移行及び継続の支援

①第７期（R6～8 年度）実績

・令和７年７月に地域生活支援拠点を整備しましたが、その後の利用者及び事業所への周知不足、機能拡充に向けた検討・議論が不足しており、十分に機能していない状況です。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）地域生活支援拠点等

・基幹相談支援センターに配置する地域生活支援拠点コーディネーターと連携して利用者や事業所への働きかけを強化するとともに、機能充実に向けた議論の場を設け、検証・検討を行います。

ⅱ）福祉施設の入所者の地域生活への移行

・中核市として指定権限を有する施設において、障がい者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数を見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
地域生活支援拠点等	箇所数	1 0	1 1	1 1	1	1	1
地域生活支援拠点コーディネーターの配置	配置人数	1 0	1 1	1 1	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証・検討	実施回数	1 3	1 0	1 2	2	2	2
意向確認担当者による地域生活への移行支援回数	支援回数				確認中		

６．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的な支援

精神障がい者や精神保健に課題を抱える人が地域の一員として安心して自分らしく生活することができるよう、保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進します。

また、その他に重度障がい、強度行動障がいなども含めた包括ケアシステムへの拡大を目指します。

①第７期（R6～8 年度）実績

・地域定着支援・地域移行支援などの障がい福祉サービスの提供により、精神障がい者の地域への移行、地域生活支援などに取組みました。
・地域包括ケアシステムの構築については、広域的な支援事業における「精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会」の役割を担う「地域移行・定着・包括ケア連携会議」を協議の場としており、地域包括ケアシステムの構築に向け協議を行いました。

②第８期（R9～11 年度）見込

ⅰ）協議の場

・精神障がいに限らず包括的なケアシステムの課題も含め、年 2 回開催します。なお、同様の趣旨で他の会議を検討した場合はその開催数等を含みます。

ⅱ）精神障がいに係る地域移行支援等の給付

・地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）、短期入所の内数として見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
協議の場 （地域移行・定着・包括ケア連携会議）	開催回数	2 3	2 0	2 2	2	2	2
	参加人数 （実人数）	14 11	14 0	14 15	15	15	15
	評価回数	1 0	1 0	1 1	1	1	1
地域移行支援 （精神障がい利用者）	利用人数	2 1	2 4	2 1	1	1	1
地域定着支援 （精神障がい利用者）	利用人数	2 9	2 15	2 21	25	30	36
共同生活援助 （精神障がい利用者）	利用人数	140 150	145 156	150 157	162	166	172
自立生活援助 （精神障がい利用者）	利用人数	3 0	3 0	3 0	0	0	0
自立訓練（生活訓練） （精神障がい利用者）	利用人数	18 9	19 11	20 8	9	9	9
短期入所 （精神障がい利用者）	利用人数				6	6	6

７．協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の整備・改善

協議会（障がい者福祉専門分科会）又は専門部会（下部会議）等において、個別事例の検討等を行い、抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備、改善などの取組みの活性化を図ります。

なお、協議会における個別の事例検討については、協議会の下部会議により個別事例の検討を行い、関連する支援体制や社会資源の整備や改善を図ります。

①第７期（R6～8 年度）実績

・就労支援、地域移行・定着支援、相談支援、障がい児支援の 4 分野について専門部会（下部会議）を設置し、それぞれの分野別の課題について議論を行いました。
・就労支援検討チーム会議、障がい児支援連携会議においては、個別事例検討の機会を設け、関係機関と共に支援体制の改善を図りました。

②第８期（R9～11 年度）見込

・専門部会（下部会議）については、議論の場をしっかり確保するため、全体での開催回数の増加を見込みます。
・個別事例検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等に係る議論を協議会で進めることとし、協議会での議題とした数を見込みます。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
協議会の開催	開催回数	 3	 1	 4	2	2	4
協議会の専門部会	部会数	4 4	4 4	4 4	4	4	4
	開催回数	7 10	7 5	7 10	10	10	10
個別事例検討を通じた課題解決に向けた取組	協議会の議題数				2	2	2

※障がい者福祉専門分科会下部会議
相談支援検討チーム会議、地域移行・定着・包括ケア連携会議、
就労支援検討チーム会議、障がい児支援連携会議

８．障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み

市職員が障がいに関する理解を深める取組みを行うとともに、障がい福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施、障害者自立支援審査支払等システム等の活用等により、適正な運営を行う事業所を確保します。

併せて、職員の処遇改善加算の取得を促進し、障がい福祉人材の確保・定着に取組みます。

①第７期（R6～8 年度）実績

・県や関係団体が開催する研修会、講習会等に市職員が参加し、スキルアップに努めました。
・事業所が適正に運営されるように運営指導等を実施しました。
・障害者自立支援審査支払等システムの審査結果、指導監査の結果について共有する機会は見込みを下回りました。

②第８期（R9～11 年度）見込

・市職員の研修参加については、現状通り、県が主催する障がい支援区分認定調査への参加に加えて、その他の研修等にも継続して参加することとし、実績並みの見込みとします。
・審査結果の共有については、半年に１回程度行う見込みとします。また、指導監査等の結果の共有については、監査等の実施状況を踏まえながら年１回程度行う見込みとします。
・障がい福祉人材の確保定着の取組みとして、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合の見込みを設定します。

サービス・事業等	単位	第７期			第８期		
		R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
障がい福祉サービス等に係る研修への職員参加	参加人数	10 17	10 30	10 20	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム審査結果共有	実施回数	1 0	2 0	2 1	2	2	2
指導監査結果の関係自治体との共有	実施回数	1 0	1 1	1 1	1	1	1
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	取得割合				確認中		

９．優先調達の推進

平成 25 年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、市として障がいのある人の就労の安定を図り、自立に向けた支援を行うため、平成 25 年度から「障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針」を策定し継続的に取組んでいます。

①第 7 期（R6～8 年度）実績

・物品については印刷物が多く、年によって金額の増減に幅がありますが、役務については施設管理業務委託が中心であり、安定的な発注により微増となりました。

②第 8 期（R9～11 年度）見込

・優先調達の趣旨や就労継続支援事業所等の製品等サービスの周知を継続し、第 7 期の実績から増となるよう見込みます。

サービス・事業等		単位	第 7 期			第 8 期		
			R6 年度 見込 実績	R7 年度 見込 実績	R8 年度 見込 実績	R9 年度 見込	R10 年度 見込	R11 年度 見込
優先調達の金額		金額 （千円）	21,000 23,700	21,500 25,931	22,000 27,400	27,000	28,000	29,000
内訳	物品 （消耗品・印刷等）	金額 （千円）	3,000 2,826	3,000 4,068	3,000 4,500	4,000	4,000	4,000
内訳	役務 （清掃・維持管理等）	金額 （千円）	18,000 20,874	18,500 21,863	19,000 22,900	23,000	24,000	25,000

第４編　資料

Ⅰ．国の基本指針の概要

市町村及び都道府県が令和 9 年度から令和 11 年度までの第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画を作成するにあたって即すべき事項を「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として定めるものです。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

・医療的ケアが必要な者や強度行動障がいの状態にある者などの重度障がい者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。
・地域生活支援拠点等を整備し、障がい種別にかかわらず、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能を更に強化する。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

・保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村及び都道府県と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進する。

③福祉施設から一般就労への移行等

・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。
・就労選択支援の障がい種別にかかわらない積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保に努める。

④障がい児支援の提供体制の整備等

・障がいのあるこどもや家族に対して、身近な地域で児童発達支援センターの 4 つの中核的な支援機能を提供できる体制を整備し、それを機能させることが重要である。
・「気づき」の段階を含めた多様な障がい児及びその家族を支援するため、関係機関との緊密な連携により、障がい児相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な相談支援の体制の確保を図ることが重要である。
・地域におけるインクルージョンの推進に向けて、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、現状・課題の把握を行いながら、障がい児支援施策とこども・子育て施策の双方から重層的に取り組むことが重要である。

⑤地域における相談支援体制の充実強化

・関係機関との連携により、障がい種別にかかわらず対応するとともに、利用者と同じ目線で支援することが不安解消につながる観点からピアサポートを行う。また、障がい者等の生活面に配慮した医療の提供、医療の視点も踏まえた総合的なケアマネジメントの実施といった観点から、医療との連携に取組むことが重要である。
・セルフプランに関する分析等を行いながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する。
・協議会における個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域の支援体制の整備を図るといった取組みを継続するとともに、多様な障がい種別の当事者等が協議会の委員となることを検討し、協議会の活性化を図ることが重要である。

⑥障がい福祉サービスの質の確保等

・障がい福祉サービス事業への新規参入が増加する中、不適切な事業運営を行う事業所をなくし、サービスの質の確保・向上を図ることが重要である。
・障がい福祉サービス等情報公開制度の活用により、利用者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。
・障がい福祉サービスの質の確保のためには、事業者に対する運営指導・監査の適切な実施が必要である。また、運営指導・監査を行う職員の育成・研修も重要である。

⑦きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

・地域の支援体制構築にあたっては、様々な障がい特性に応じて、地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成を図ることが重要である。
・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話に関する施策の推進に関する法律」等を踏まえ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組み

・地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくりや制度の柔軟なサービスの確保に取組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取組む。その際、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進める。

⑨住宅セーフティネット制度との連携

・地域移行支援等のサービスと「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を推進する。また、住宅部局や住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、住宅セーフティネット制度等も活用し、希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る。

⑩地域格差の是正・指定の在り方等

・障がい福祉サービス等の提供体制が過剰なものとならないよう、いわゆる総量規制の活用を念頭に障がい者等のニーズを的確に把握し、障がい福祉計画又は障がい児福祉計画に位置づけることが重要である。ただし、地域の実情を踏まえ、重度障がい児者等の個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。

⑪障がい者等に対する虐待の防止等

・近年の通報・相談件数の増加等を踏まえ、事実確認調査の徹底と虐待対応体制の整備、重篤事例等の検証について、より一層の推進を図ることが重要である。
・「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿って、障がい者虐待防止センターを中心として、虐待の未然防止、発生時の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取組むとともに、体制や取組みを定期的に検証し、必要に応じマニュアルの見直し等を行うことが重要である。また、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県が実施する虐待防止研修への受講を促す等、一層の連携を進める必要がある。
・指導監査等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを踏まえた意思決定支援の取組状況やサービス担当者会議・個別支援会議における本人の同席等の状況を確認すること等により、障がい福祉サービス等事業所における意思決定支援をより一層推進する。
・障がい者本人が希望する生活の実現に向けた支援を行うため、障がい福祉や母子保健、児童福祉の関係機関における各施策の連携に取組むことが重要である。

⑫強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

・強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行う。このうち、強度行動障がいについては、行動上の課題が起きにくい環境を整える等の予防的観点からの支援や関わりが必要である。このため、地域の関係機関との連携を強化しつつ、標準的な支援を行える支援者の育成に努める。特に、障がい福祉サービス等を提供する事業所で適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（中核的人材）の養成・配置を促進するとともに、高度な専門性を持って地域を支援する広域的支援人材による集中的支援の実施体制を確保する。
・強度行動障がいの状態にある者のニーズ把握では、障がい支援区分認定調査の行動関連項目の点数集計や行動関連項目の点数が特に高い者の状況把握に努める等により専門的な支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要である。また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者や入院中の者の状況を把握することが重要である。
・難病患者については、多様な症状や障がい等特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要である。

⑬スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

・スポーツを通じて社会参画するとともに、健康増進に資するよう、障がい者のスポーツ実施環境の整備等により、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すことが重要であるほか、地域の実情を踏まえつつ、障がい者の社会参加に資する交流、余暇活動・体力増強に資するための活動などの取組みを実施することが必要である。

⑭災害時における障がい福祉サービス提供の確保

・発災時には、障がい福祉サービス事業所等及び障がい児通所支援等を提供する事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえ、「第一次国土強靱化実施中期計画」に基づく施設・事業所等の耐災害性の強化を早急に進め、施設・事業所等の防災対策を進める必要がある。
・災害対策基本法等の一部を改正する法律を踏まえ、災害時に障がい者等の要配慮者への障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組みについて、障がい福祉サービス事業所等及び障がい児通所支援等を提供する事業所が地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取組むことが望ましい。

Ⅱ．計画策定体制等に係る資料

松江市社会福祉審議会条例

（趣旨）
第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する松江市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
（調査審議事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
(1)　法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項
(2)　法第 12 条第１項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
(3)　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 66 号）第 72 条第１項各号に関する事項
(4)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第３項、第 21 条第２項及び第 22 条第２項に関する事項
（組織）
第３条　審議会は、委員 25 人以内で組織する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（臨時委員の任期）
第５条　臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。
（委員長の職務を行う委員）
第６条　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。
（会議）
第７条　審議会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
３　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
４　審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
５　臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。
（専門分科会）
第８条　審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、法第 11 条第１項に規定する民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次に掲げる専門分科会を置く。
(1)　障がい者福祉専門分科会（法第 11 条第１項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌事項を含む。）
(2)　高齢者福祉専門分科会
２　市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
３　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
４　専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
５　専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
６　専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

7　審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（部会）
第 9 条　審議会は、政令第 3 条第 1 項の規定によるほか、専門分科会に部会を置くことができる。
2　部会(政令第 3 条第 1 項に定める審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
3　前条第 4 項から第 6 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
4　審議会は、その定めるところにより、部会(政令第 3 条第 1 項に定める審査部会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。
（関係者の出席）
第 10 条　委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議会において、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
2　前項の規定は、専門分科会及び部会について準用する。この場合において、この規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。
（守秘義務）
第 11 条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
（庶務）
第 12 条　審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。
（委任）
第 13 条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（松江市子ども・子育て会議条例の廃止）
2　松江市子ども・子育て会議条例(平成 25 年松江市条例第 46 号)は、廃止する。
附　則(令和 4 年 3 月 30 日松江市条例第 8 号)抄
（施行期日）
1　この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(令和 5 年 3 月 31 日松江市条例第 10 号)
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

松江市社会福祉審議会運営規程

（趣旨）
第 1 条　この規程は、松江市社会福祉審議会条例（平成 29 年条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、松江市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（調査審議事項）
第 2 条　条例第 2 条に規定する調査審議事項については、次の事項を含むものとする。
(1)　社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項の規定により市に体制整備が義務付けられた「地域福祉協議会」の役割
(2)　同法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定又は変更及び当該計画の実施状況に関する事項

(3)　成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 2 項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項

（専門分科会の事務）

第 3 条　専門分科会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

（専門分科会の会議）

第 4 条　専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、専門分科会長がその議長となる。

2　専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員及び臨時委員（以下「専門分科会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、専門分科会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって専門分科会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。

3　専門分科会の会議の議事は、出席した専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4　第 2 項ただし書による決議は、専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは専門分科会長の決するところによる。

5　専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について調査審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

（部会の事務）

第 5 条　部会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

（部会の会議）

第 6 条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2　部会の会議は、部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、審査部会においては、部会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって部会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。

3　部会の会議の議事は、出席した部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4　第 2 項ただし書による決議は、部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

5　部会の決議は、審議会の決議とする。

（庶務）

第 7 条　審議会の庶務は、健康福祉総務課において処理する。

2　専門分科会又は部会の庶務は、専門分科会又は部会を所管する課において処理する。

（雑則）

第 8 条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 3 月 2 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 6 日から施行する。

附　則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会　委員名簿

令和９年３月時点

氏名	所属	備考
京　俊輔	島根大学　人間科学部	分科会長
奥村　剛清	一般社団法人　松江市医師会	副分科会長
安部　美佐子	松江市精神障がい者家族会協議会	
安食　拓司	松江公共職業安定所	
貝谷　昭	島根県精神保健福祉士会	
柿田　崇智	島根県立松江養護学校	
加藤　和美	松江市相談支援事業所連絡協議会	
嶋田　隆	島根県中央児童相談所	
高橋　歩美	放課後等デイサービス事業所連絡会	
武田　信子	特定非営利活動法人　松江市手をつなぐ育成会	
長澤　孝之	松江市身障者福祉協会	
平崎　由加	松江障害者就業・生活支援センターぷらす	
深貝　恭悦	松江市民生児童委員協議会連合会	
毛利　勇介	島根県知的障害者福祉協会	
森脇　あゆみ	松江地域介護支援専門員協会	

（五十音順、敬称略）

計画策定の経過

日程	議事
2026（令和８）年 １月 12 日～２月 11 日	障がい福祉アンケート調査の実施
７月７日	令和８年度第１回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催 ・計画策定方針、策定スケジュールについて
10 月 16 日	令和８年度第２回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催 ・計画素案について
11 月●日～11 月●日	障がい福祉関係団体等へのヒアリング調査の実施
12 月●日	令和８年度第３回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催 ・計画修正案について
2027（令和９）年 １月●日～２月●日	パブリックコメント募集実施
３月●日	令和８年度第４回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催 ・計画最終案について